

〔川崎医療福祉学会ニュース〕

## 平成17年度川崎医療福祉学会臨時総会

期日：平成17年11月16日(水)

場所：川崎医療福祉大学 10階大会議室

司会：綱島啓司

会長挨拶 岡田喜篤 会長  
議 事

川崎医療福祉学会の年会費変更について

1. 本学会のこれまでの事業展開, 会計状況に鑑み, また今後の会員拡大を図るため, 年会費8,000円を6,000円に, 学生年会費4,000円を3,000円に, 購読会員の年会費9,000円を8,000円に引き下げる.
2. 来年度(平成18年度)より実施する.

全会一致で可決成立した.

## 川崎医療福祉学会 第29回研究集会

日時：平成17年11月16日(水) 13:20~17:00

場所：川崎医療福祉大学 10階大会議室

研究発表

1. スーパー次亜水による生食野菜類の殺菌

川崎医療福祉大学 医療技術学部 臨床栄養学科	美祢 弘子	河原 和枝
	中原佐和子	
川崎医科大学附属川崎病院 栄養部	小場 美穂	
園田学園女子大学 人間健康学部 食物栄養学科	松下とも代	

2. 食品および尿中 2-チオチアゾリジン-4-カルボン酸(TTCA)のキャピラリー電気泳動法による測定

川崎医療福祉大学 医療技術学部 臨床栄養学科	藤井 俊子
山口県立大学 生活科学部 栄養学科	楊井 理恵
川崎医療短期大学 介護福祉科	河邊 聡子
川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科	田口 豊郁

3. 座位環境と体動活動の相互関連に関する考察

川崎医療福祉大学大学院 医療技術学研究科 医療情報学専攻	谷口 健	吉永 尚生
川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 医療福祉デザイン学科	松本 正富	齋藤 芳徳

4. 施設居住高齢者の生活実態と福祉用具による座位環境改善の試み

川崎医療福祉大学大学院 医療技術学研究科 医療情報学専攻	吉永 尚生	谷口 健
川崎医療福祉大学 医療技術学部 医療情報学科	太田 茂	
川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 医療福祉デザイン学科	齋藤 芳徳	松本 正富

## 5. 局所視野刺激に対する対光反射の分析

川崎医療福祉大学大学院 医療技術学研究科 感覚矯正学専攻  
川崎医療福祉大学 医療技術学部 感覚矯正学科

前田 史篤  
宮崎 茂雄 可児 一孝  
田淵 昭雄

## 6. 乳幼児視野測定装置の開発

川崎医療福祉大学大学院 医療技術学研究科 感覚矯正学専攻  
川崎医療福祉大学 医療技術学部 感覚矯正学科

藤原 篤之  
田淵 昭雄

## 7. 液晶ディスプレイを用いた両眼開放視野計の試作

—偏光フィルター装用における両眼開放下片眼視野測定—

川崎医療福祉大学大学院 医療技術学研究科 感覚矯正学専攻  
川崎医療福祉大学 医療技術学部 感覚矯正学科

後藤 克聡  
田淵 昭雄

## 8. 大学における精神保健福祉現場実習指導の現状

—大学の实習担当教員を対象とした調査から—

川崎医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 医療福祉学専攻  
川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科

河村 順子  
松宮 透高 小河 孝則

## 9. K 大学におけるロールプレイ経験の意義

～学生の発言の意味を通して～

川崎医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 医療福祉学専攻  
川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科

藤原 真人  
大田 晋

学会運営委員長挨拶 大田 晋 教授

〔川崎医療福祉学会ニュース〕

## 川崎医療福祉学会 第28回研究集会

## 川崎医療福祉学会講演

## 「これからの大学の在り方

## —競争時代における大学運営そして教育・研究について—」

文部科学省高等教育局 高等教育政策室  
室長 小山竜司氏

日時 平成17年6月15日(水) 15:30~17:00

場所 川崎医療福祉大学 10階大会議室



小山先生：どうも皆様、こんにちは。御紹介をいただきました小山でございます。本日はお招きいただきまして、大変光栄でございます。また、職員の皆様方、あるいは大学院生の皆様方に、川崎医療福祉学会という形で、色々な研鑽を積まれていると、心から敬意を表したいと存じます。また本日はこちらにお邪魔致しまして、先ほどまで、ひとあたり学内、あるいは病院を拝見させていただきました。見学させていただきました。私ごときが印象を申し上げるのは甚だ僭越なのですが、学生の皆様方も病院にお越しの患者の皆様方、お見舞いの皆様もなんとなく恐縮ですが、非常に表情が明るくていらっしゃって、大変嬉しく思いました。お話を伺うにつけ、例えば学生さんも上履きに履き替えてらっしゃるところ等、創設者の川崎先生の御意志や心配りが随所に

生きているのかなぁとも思いましたし、教職員の皆様方のご努力の故なのかなぁと思って、大変嬉しく拝見させていただいて、また、大変勉強になりました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、川崎理事長先生、岡田学長先生をはじめ、あるいは当学園としても、医科大学、短期大学をはじめ日頃から大変お世話になっておりますので、改めてこの機会に御礼を申し上げておきたいと存じます。

それで今しがた、大田先生から過分にもご紹介を賜りましたけれど、私もこの中央教育審議会の事務方の担当者ということで、今年1月まで「我が国の高等教育の将来像」(答申)が取りまとめられる作業に携わらせていただきました。本日機会を与えていただきましたので、その内容のご紹介を中心としながら、多少、その背景事情も含めて、日頃考えて

おりますことをご紹介させていただければと存じます。レジュメとして色々手元にある資料を重ねましたので、20枚ばかりになって恐縮ですが、資料をご準備いただきました。この答申の中身の概略版は、12ページからになります。後程ここをご紹介したいと思います。そこまでが、いわば前段として高等教育に関する全般的なお話になります。また、最後のほうでは19、20ページあたりに、経営困難な学校法人の対応云々とか、少し刺激めいたことや、あるいは一番最後の20ページは大学の教員組織の在り方というものもございます。これらはちょうど今、学校教育法の改正案が国会で審議中でございまして、衆議院を通過して参議院にかかっているところという途中段階のものですが、せっかくの機会ですのでそのご紹介をさせていただければと思っております。

頂戴いたしましたタイトルが「これからの大学の在り方―競争時代における大学運営そして教育・研究について―」ということでございます。ですから今日は医療福祉大学中心に当学園の皆様方のお仕事に関連する、あるいは、医科系、医療系にとどまらず、周辺も含めた関連事情をご紹介させていただいて、ご参考にしていただければという趣旨でございます。

早速1ページから入っていただきます。大学改革と言われた昭和の末頃からが、今の「波」でございます。明治期の、学制発布の頃からの教育制度の樹立といった教育改革。それから第二次大戦後の6・3・3・4制の導入に代表される教育改革。それに続く第三の改革と言われたりしております流れに、臨時教育審議会（臨教審）というのがございました。この臨教審は、総理大臣直轄の諮問機関です。これは当時の中曽根総理が戦後政治の総決算として「行財政改革」、「税制改革」、「教育改革」の三大改革を掲げ、そのうちの「教育改革」を柱として、トップダウン型の改革が強力に進められたものでした。このことは、大学改革あるいは教育改革を文部省に任せず、大臣自らやるという意欲表明として捉えられ、当時文部省不要論が取り沙汰されたりしたようですが、結論的には政府全体の動きですから、文部省としても役所をあげて協力をし、臨教審事務局にも参画をし、せめてもそれまでの知見を使っただけというように形で、作業に加わった結果、3年間足かけ4年間で、4次、4回にわたる大きな答申が出されました。ここには書いてございませんけれど、よく臨教審三原則といわれておりますのが、一つは「生涯学習体系への移行」です。「Life long learning」「Life long education」ということが言われ始めたのがここでございます。当時1960年代の後

半からユネスコでもチラホラそういう提唱があっただけの段階でしたので、国の教育戦略として生涯学習というのを正面から掲げたというのは、先進諸国の中でも先駆けた動きだったんだらうと思います。

それから二番目が「個性重視」の原則。最近では個性個性と言いすぎでやりすぎだと、もうちょっと集団とか公とか、公共心とか、そういった感覚が大事だという議論が出るようになっておりますが、当時、文部省の画一的教育と言われた中で個性重視と審議会が大きく打ち出したのはかなり新鮮な響きがあったやに聞きます。

それから三番目が「変化への対応」。変化にも色々あるでしょうが、答申でも具体的にあげていたのは、例えば情報化、国際化などです。社会のさまざまな変化に積極的に対応していく・対応できる教育システムでなければならないというようなあたりが三原則と言われておりました。

それを元に生涯学習だとかあるいは小学校教育からこう変えるとか、社会人教育をどうするとか、色々提言があったわけですが、大学についても入試の問題、あるいは大学の管理運営の問題はじめ、色々な議論がなされたようでした。ところが、大学の問題はかなり専門的にもわたるので、さらに議論を深める必要がある。については、文部大臣の諮問機関として、常設の大学審議会を置いて、そこで専門的にさらに議論して逐次実施に移すべきだというふうな臨教審のまとめが出た。つまり、それをもって文部省がやっと臨教審路線に則って一生懸命教育改革、大学改革を進めるということで、ようやく命脈をつなぐことができたという位置付けなのだろうと思います。当時、University councilという言葉で、臨教審答申に出ていましたが、制度化されて大学審議会がおかれました。この審議会、政府の中でもかなり特殊です。一つには委員の人事が内閣の承認が必要であったということ。つまり、文部大臣単独の判断で好きな委員を任命してはいけなかったということ。それから、これは運用として逐次答申、逐次実施方式でも申しましょうか。役所の審議会は大臣からの具体的な審議事項に関する諮問を受けて、それに対してレポートを作って「これが答申でございます」と制度化の提言をするのが通例のパターンですが、大学審議会は、文部省のリードが強すぎではいけない、大学人、あるいは各界の有識者が自発的に必要と思われる事項にどんどん切り込んで、自由闊達に提言をまとめるべきだから、いちいち文部大臣の具体的な諮問を待たずとも良いということで、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」という包括的な諮問

を最初に出した後はどんどん答申を出してもらおうという方式を取りました。この大学審議会が昭和62年から省庁再編の平成13年まで続きまして、足かけ14年間で答申が28本出ました。それが入試から、大学院の拡充、設置基準の弾力化等1ページの下のほうに数多書いてあるもろもろのテーマです。半年に一本というのは政府の審議会としてもかなり異例のハイペースだったと言ってよろしいかと思えます。この大学審議会の改革の動き、それを受けたさまざまな制度改変が今次の大学改革と言われる動きでございます。

省庁再編後は、中央教育審議会という初等中等教育から社会教育、スポーツと全部入れた大きな中央教育審議会の中の一つの分科会として衣替えして現在に至っています。以上が中央教育審議会(大学分科会)に至るまでの沿革です。

この大学審議会の頃議論されていた3本のテーマが、1ページの真ん中あたりの「教育研究の高度化」「高等教育の個性化」「組織運営の活性化」と四角で囲っている標語でございました。中でも真ん中「高等教育の個性化」の下のダイヤモンドに、「大学設置基準等改正によるカリキュラム編成の弾力化」と書いてございますが、これが皆様方お聞き及びかもしませんが、設置基準の弾力化、大綱化という平成3年(1991年)の大改変でございました。これをもって一般教育科目で何単位、専門科目で何単位と細かく決まっていたのを、とにかく卒業時まで、4年間で124単位、後の中身は大学ごとにお任せしますと、科目構成は自由でございましてという風に方針を抜本的に変えた。また、併せて学位制度も文学博士とか工学博士とか学位の種類を学位規則という省令で決めていたのを止め、多様な新しい分野を役所が省令で規定するというのは不可能であろうから大学にお任せする、したがって、表記についても「学士( )」と、分野は括弧の中に入れてしまい、括弧の中の書き方は大学のご判断で自由でございましてという風に切り替えたのも、平成3年でございました。非常に大きな節目になってございます。今日に至るまでの問題の源泉でもあるわけですし、一番言われますのが、教養課程、教養部というのがたくさんあった国立大学で顕著でしたが、この平成3年の弾力化以降、総合人間科学部とか、文化情報学部とか新しいタイプの学部の定員の財源としてどんどん教養部が解体されていったという動きが生じました。大学のカリキュラム改革に資することだったのか、教養教育の解体に拍車をかけたしまったのか、評価は分かれるところだと思えます。いずれにしても、そういう今日に至る改変の大きな節目が

平成3年(1991年)でございました。その他もろもろ、自己点検評価や飛び入学制度、大学院の量的な拡大、あるいは、最近まででは、専門職大学院も作りましようとか色々言われるようになってきたということでございます。

次に、2ページ目おめくりいただきますと、戦後の流れを大雑把に見ていただくと、年譜的にこんな風になるということでございます。第二の波としての戦後の教育改革である6・3・3・4制の導入以後、私立学校法も定まりました。ここには書いてありませんが、私立大学というのは旧制度でいうと専門学校としての位置付けが長く続いておって、制度上、大学としての位置付けが与えられて何々大学と名乗れるようになったのは大正7年の大学令の制定を待って初めてでございました。明治の学制発布以来、帝国大学の整備中心に来ていたところ、その後いろんな私学が出てきて専門学校として創設した。それが量として拡大し、水準も上がってきた。しかし、これらの位置付けの問題が大正期に大学令の制定でやっと解決し、戦前の教育制度がおおむね複線型のものとして完成していたところ、第二次大戦をはさんで6・3・3・4制の導入で戦後一本化された。これが進学率のアップには大変大きく貢献をしたというのは議論が一致しているところです。いわば民主的な教育制度ということですが、ところがこれも問題点をすでに内包してまして、昭和30年代から40年代にかけての急速な進学率のアップ、一方で、教育研究水準の低下が問題となり、それが評価する向きによっては、学園紛争の大きな遠因となったのだという評価もあるわけでございます。その頃昭和48年のあたりに教育組織と研究組織の分離という管理運営面に特色を持つ、国立では筑波大学等の、新構想大学を創設しました。教員は学系という研究組織に所属して学生さんのいる学群という教育組織に出て来て教育をしましようとか、従来の専門学部制とは違う管理運営方式が導入された筑波大学でしたけれども、そういった動きがあったりした。一方で、私立大学についてみますれば、昭和40年代の後半から経常費の補助が始まりました。それは、戦後の量的な拡大を我が国では私学が主として担って吸収してきたということに鑑みて、一方で、昭和40年代でかなり水準が疑問視されるに至ったということを踏まえて、国策として補助金を出し始めたのが昭和40年代後半でございました。それを法定の制度にしたのが昭和50年に書いてございます「私立学校振興助成法制定」です。ここで法律に裏打ちされた補助制度となった。その頃専門学校制度もできたりしまして、今日に至る有力なライバルの出現といったよう

なところですが、あるいは、年譜の右の方にある高等教育計画というのが策定され始めました。つまり平たく申し上げれば、補助金も出すんだから総量もコントロールしないと青天井で国費を出すわけにはいかないというような形で設置認可の受給コントロール機能が、明確に定められたのが高等教育計画でございます。計画的に文部省が設置認可を行う。つまり、この分野は絞るとか、この分野は伸ばすとか、そういうことを決めておいたわけです。そして認可された大学には補助金がいくというシステムが昭和50年代に入って確立した。その後、入試問題とかで共通一次試験が導入されたりしました。

長くなりますのでひとあたり先を急ぎまして、3ページ。ここはさらっと見ていただければよろしいかと思えます。昨今、省庁再編後に縦割りをなるべく廃するというふれ込みで、文部科学省、旧文部省以外でも大学がらみについて提言を出したり、お金を出したりするところが、金を出すけど口も出すというか、金は出さないけど口は出すというか、いろんなプレーヤーが政府の中で増えてまいりました。それを簡単に整理したものでございます。小泉内閣の目玉の経済財政諮問会議というのが、骨太の方針第5弾というのも政府で策定作業が進んで間もなく決まると思えますが、あるいは総合科学技術会議が大学だけでなく、国立の試験研究機関も含めて国費の配分を決める。総合科学技術会議が国費投入に値するか国民の目線で各省の役割を評定付ける、すなわち「S」「A」「B」「C」四段階のランク付けをするのだから、文部科学省はじめ、各省は戦々恐々でございます。これで「B」とか「C」とか付けられた日には、その予算は削減とかになってしまうものですから、大変でございます。去年、小柴先生がノーベル賞をとった「カミオカンデ (KAMIOKANDE)」のプロジェクトの評価が悪くて、小柴先生が怒りの会見をされて、後から総合科学技術会議の評価を変えてもらったというのは大きく報道されていまして、それだけの国際的な堂々たる研究成果ですから、大いに評価してもらいたいと文部科学省も思っていたのですが、力不足で説明が下手でしたのか当初はそういう低い評価になったりしました。逆に言うと、その辺の過程が全部報道されてガラス張りになっているのはよろしいことかもしれません。文部科学省はじめ各省にとっては戦々恐々ですが、世の中的には良いことかもしれないなあという気もします。そういった「S」「A」「B」「C」付けが、夏から秋にかけてありますので、私どももまた戦々恐々でございます。あるいは、規制改革三カ年計画というのが年々定められておりまして、これは例えば設置認可

の弾力化に響いてまいります。すぐ後でもご紹介しますが、設置認可弾力化してですね、今では学部レベルの創設改変であっても届け出で済むと、文部科学省の認可を受けずに済むというのがだいぶ増えています。その辺はこの規制改革の提言を受けた制度改変なわけです。あるいは、最近では民間解放についても入ってきたりしていますから、株式会社立大学の導入も3大学に特区で現に活動を始めてもらっています。

財務省の財政制度等審議会も大変重要でございますが、こう申し上げると悪口を申すようですが、当然お財布を預かるところの審議会ですから、絞るといふ議論を一生懸命されるわけです。昨年でも私学助成を大幅に削減しようと、我が国の私学助成は一人頭で見ると国際的にもかなり高いとか、色々論拠があります。日本の政府は対GDP比でもともと公財政の規模は小さいのに、高等教育でこんなに出している。だからもう少し絞って効率化してもいいんじゃないかという議論があるようでございます。しかしながら先ほど沿革でご紹介したように、我が国は東アジア型とでも申すべき、私立大学で高等教育の量の拡大を達成してきております。その引き換えに、家計負担が非常に高いというのが特質でもあり問題点でもあります。11ページおめくりいただきますと、高等教育に対する公財政支出、要するに税金をどのくらい投入しているかというのを国のGDPの規模に比較した横並びの表なんですけど、一目瞭然、日本は英・米・独・仏の半分、先進国だけというよりも、OECD加盟30数カ国の中でも半分です。OECD平均が1.0%、日本が0.5%、韓国がOECD最下位で0.4%と、四捨五入があるので実は日本と韓国はどんぐりの背比べでして、油断していると逆転しそうですが、そういう最下位を争っている状況です。とりわけこれは悪いというよりも、私立学校の割合が高い東アジア型の特質から授業料収入、すなわち家計負担に依存する割合が当然といえますか、やむを得ず高くなっているわけでございます。ヨーロッパ、フランス、ドイツは典型で、大学の授業料は国費で賄うものだと、エリート教育だから社会のためなのだということだったのか、伝統的にただです。イギリスも最近までそうでしたが、それをサッチャーさんが年間1000ポンドの授業料導入するとして大きく問題になりました。20数万円って感じでしょうか。それをブレアさんが3倍に値上げするという断行いたしました。日本の国立の授業料は50数万円ですが、3000ポンド、日本円で60数万円はかなり高い。もちろんブレア政権はさまざまな授業料減免制度を用意していて、全体の学生の4

割ぐらいいは何かそういう減免とか返還猶予とか、免除とかの恩恵を受けているらしいです。とにかくにも、サッチャーさんの授業料導入だけでも大変だったのに、ブレア改革は授業料3倍増と、関係の法案が国会を僅差で通って一時期ブレアさんも第2期は危なかったんじゃないかという噂もあったくらいだそうです。ところが、財政支出も英国は増やせとっています。イギリスは今グラフで0.8%となっていますが、数年前まで0.7%でした。更に0.9%くらいまで高等教育予算を増やそうとして数年がかりでインフレ率プラス6%かなんかでかなり取り組んでいます。それは我が国もぜひ見習いたいものだと思うくらい強力な改革でございます。つまり、税金投入も増やすけれども、個人負担を求め、全体のパイを増やす。何をするかというと2010年までに30歳までの青年層の半数が2年以上の短期高等教育以上を受けられるようにするという、かなり分かりやすい目標設定をし、そのための財政投入にも税金として個人にも負担を求めるという改革でございます。大いに参考にすべきだと思いますが、例えばフランス、ドイツは高等教育に対する公財政支出は1.0%ですので、我が国も何とか増やさなくては行けないのですけれども、3ページにお戻りいただいて、それは国の財政を預かる身にしてみれば大変だという話で、昨年もかなり問題になりました。結果、ぎりぎり財務省にもご理解をいただいて、私学助成は予算金額で若干の増となりましたが、減らずに済んだという程度です。財政状況逼迫の折から、この財政制度等審議会の問題意識が当然ころっと変わるはずもない。もちろん各界の有識者集めて、英知を集めて議論いただいているわけですから、そういう議論は今後も続くでしょう。

それから総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会も、国立大学が国立大学法人化したしておりますので、その評価は当然独立行政法人制度全体を所管する総務省がやるんだとっております。これも国会でもかなり問題になりました。国立大学が法人化するときに、自主性・自律性の尊重のための法人化と申し上げるものですから、「そうか。でも法人の評価というのはするのだろうか」と、「ええいたします。」「文部科学大臣がするのだな」と、「します。評価委員会を作ってやります」と、「どんな評価をするんだ」と、「なるべく簡素で大学の自律性に踏み込まない評価をいたします」と、「そうかそれはいい、でもなんか聞いていると総務省もやるらしいじゃないか、規制の強化でとんでもない」とかいう具合に、総務省の審議官も文教委員会で答弁に立っていただいたりして、かなり問題になりました。要

するに二重に評価がかかって、大学の自律性もあったもんじゃないというような問題意識です。でもそこは最終的には両者が連携をとって、文部科学省の評価は大学の教育研究の自主性を損なわないように注意しながらやる。総務省の評価はその評価結果を使って、大学の自主性・自律性を尊重しながらやると、ダブルで勝手なことをやらず調整しながら工夫しながらであればやってみなさいと国会にも認めていただいたという仕組みでございます。

こういう具合です。これは文部科学省としての言い訳めいてきますが、大学改革の中で、私学助成の削減が課題としてくすぶっております。一方で、国立大学には法人化しろとか運営費交付金を削りますとか、最近弾力化したとはいえ設置認可は相変わらず厳しいしと、何だか文部科学省は大学をいじめればかりで、大学のことをちっとも考えていないという思いをきっと大学の皆様方は持っておられると思います。文部科学省はそれなりに大学の皆様に自律性を持って頑張っていたために、自分たちの意識としては防波堤になっているような気持ちすらあるわけですし、内閣府とか財務省とか総務省も全く悪気はありません。それぞれの行政分野の責任から大学のことを真剣に考えています。しかし、教育や大学のこと等、私達文部科学省の役人ですら一生懸命勉強させていただいて、ようよう仕事させていただいているのを、別の分野の役所の皆さんがやるわけですから、素人的な行政になるのは無理からぬところです。したがって、「S」「A」「B」「C」にしても規制改革にしても、勢い、議論がこねれない、びっくりするような提案が、ぼっと出てきかねないわけでございます。現に検討段階では色々出るわけでございます。そこで文部科学省が慌ててそれは違いますとか、こう変えてもらわないと、と説明したりすると、我々はいきなり抵抗勢力だとかいう話になったり、苦しい立場になるわけでございます。既得権益を守ろうとしているとか、苦しい立場に立たされつつも、プレーヤーが増えた分そういう議論が進んでいるという状況です。この機会に頭の隅にでも置いておいていただきますと助かります。

次に、大学改革ですが、4ページをおめぐりください。具体の最近の動きをトピックとしてまとめた紙でございます。便宜的に最近の、現在の取組を4本の柱にまとめておりますが、法人化をはじめとする運営システム改革と、国立大学が昨年度から一斉に89法人として非公務員型法人になりました。これは教職員が大挙して、12万人くらいでしょうか、公務員身分を失い、身分が移ったということです。政府全体では50数万人、54万～55万人でしたか、その

内のかなり大きな規模が一気に法人化に伴い非公務員化したわけでございます。従いまして、国立大学の法人化は政府の定員管理の都合で押し付けられたのだらうと、文部科学省はすっかりやられてそのツケを大学に回したのだらうと散々お叱りをいただきました。確かに政府として定員管理は大変大事な課題ですので、結果としてそこにそれだけの規模でしてしますので、そういう動機があったのではないかといわれてもやむを得ませんが、文部科学省なりにその行政改革、行財政改革の観点でなく大学改革を進める上で、国立大学のより良い在り方はどうかと、必死にご議論いただいた末に、法人化に踏み切ったつもりでございます。そこは国立大学のこれからの活躍の度合いによるわけでございますが、一方で私立大学の皆さんからここ2、3年頻繁にうかがいますのは、巨大な競争相手が一気に89個もできて大変ですね。その割には運営費交付金で私学助成の何倍もの金額が行ってるんでしょう、自律性とは何でしょう。イコールフットイングを考えてくださいという風に言われます。もっともな面があります。ただそこは、文部科学省の説明のしぶりの下手さもあったかもしれませんが、国立大学は決して私立大学と並ぶ競争者になったとは思えません。つまり、私立大学にとっては考えられないような縛りが現にあります。それが次のページです。先に国立大学法人の仕組みを少しだけご紹介します。左の上に文部科学大臣と小さく書いてありまして、しかし国立大学法人に対して、しかし、下向きの矢印の横に中期目標の提示、中期計画の認可、学長の任命と列記してあります。これはすごいですね。およそ私立大学に対しては考えられないですね。そんなことをしては私立大学の良いところは死んでしまいかねない仕組みを、法人化したとは言え国立の機関である国立大学は厳に中核のところを守られています。その一方で、運営費交付金を国が責任を持って交付するという仕組みになっています。それは単に言葉だけの話ですが、分かりやすく大雑把な金額の規模で申し上げると、例えば私学助成金が3000数百億円。私立大学がざっと500大学とを考えてください。一方、国立大学が89法人。これも乱暴ですが、ざっと100大学。運営費交付金が1兆2000数百億円でございます。減ったとはいえ、法人化前の国立学校特別会計の頃は1兆5000億円の大台でした。1兆5000億円で100校、つまり3000億円から見ると5倍の金額を5分の1の学校数で分けていた。非常に大雑把ですけどね。だから5×5で25対1の比率で国費投入のレベルが違うのではないかとそれはひどくうらやましい。先ほども私が申し上げたように、我が国は東アジア型で、高等教育

の量の拡大を私立大学の興隆で達成して、今私立大学は学校数、学生数とも全体で8割近くを我が国で占めています。これは国際的に例がありません。ヨーロッパは州も国家ですから、州立も含めて国立の国ですね。アメリカは有力私学があるけれど、私立大学は学校数が7割、ところが学生数では州立大学が逆転して7割を占めているという形です。要するに私学セクターに学生数、学校数とも7割超えて8割近くという国は国際的に例がないというわけです。そういう状況であればこそ、私学教育の公共性に着目して、国が私学助成を法定の制度にしているという説明になる。であるにもかかわらず、25:1というのはひどいではないかというのも素朴な説得力があるわけで、よく考えなくてはならない。そこで文部科学省としての説明としては、国立大学においては中期目標・中期計画の縛りがあり、学長任命があり、国策を実現する役目がございまして。あるいは、全国的な地域配置にも配慮して、各県それぞれ置いてございまして、などとご説明するわけです。今年一月の「我が国の高等教育の将来像」(答申)のことを少し先に申しますと、そこが一つの大きなテーマでした。国公私の意義役割をどう整理するのか。かなり流動化、相対化しているのに、国立だからこんなに税金がいき、私立だから少ししかいかない、というのは不合理ではないかという議論がかなり有力にありました。イコールフットイングという言葉こそ使われていませんけれども、公正な競争条件の確保といった表現は数箇所出てくるわけでございます。したがって国立と私立の公費助成の格差を是正するか、いややはり一足飛びにはそうは行かない。ただ長い目で見ると私学の活躍の度合いに応じてもう少し公費がいてもいいかもしれない。ただそれは、後ほど詳しく申し上げたいのですが、国立への公費助成を削って私学に付けるという方法ではなからうと、私、あるいは文部科学省は今のところ思っております。逆に言いますと国立はやはりその政策目的があります。なぜなら医科大学とか医療福祉大学にお邪魔して申し上げているのですが、医師とか、目的養成型が私学に比べ相対的に多い。理工系含めて装置、設備含めて、金がかかるものが国立は多い。地方に拠点大学を学習機会の均等ということで整備しているとか、特色はもちろんあるわけでございます。ただし、それだけの説明でその5倍の金額とか、25:1という比率を説明しきれぬのか、それはかなり苦しいかもしれませんし、説明しきれぬ金額はだんだん格差の是正を考えていくべきだし、不合理という批判があつてしかるべきである、という風な気がします。その辺は今後の大きな課題というわけでご



ざいますが、そうはいつつ、国立大学法人、色々な取組を始めてございます。それが次の6ページです。この近隣でも、岡山大学あるいは、広島大学、四国でも香川大学はじめ色々な産学連携はじめ新しい取組を始めているのではないのでしょうか。そういう評判が私学側にも伝わりかなり危機意識を持っていただいているという風にもうかがえます。大学間が切磋琢磨していいところをどんどん伸ばしあって頂くのは大歓迎なわけでございますが、正直申し上げて、法人化を機にワァーッと進んでおりますこうした取組をどう根付かせるのか、というのは文部科学省としても課題なのでございます。例えば、運営費交付金は年々1%、効率化と称して年々削っていくということになっています。自動的にですね。あるいは附属病院の経営は年々改善してしかるべき、収入が自己努力で上がってしかるべきだという説明で附属病院収入が年々2%増加するものと見込んで計算をいたします。つまりただでさえ1%削り、自己努力を2%求められるとか、要するにあの手この手で運営費交付金はだんだん絞られていくシステムになっているわけですね。効率化減といたり、病院の経営改善といたりして、国立大関係者で大きく話題になり問題視されております。そういう仕組みなものですから、大学は自由です、さあやって御覧なさいと言われても、大学なんて人件費の塊で自由度が元々少ない上にやりようがないじゃないかとおっしゃるかもしれません。この上研究経費を削れというのかと、あるいは学生サービスを削れというのかと、大変なお叱りを頂き始めております。一方で、産学連携をどってやって、外部資金をどんどん導入しましょうという国立の気運は非常に高まっております。私も今のポストの前は技術移転推進室長とって産学連携の担当をさせていただきましたので、その方面の先生方のお話を多くうかがいましたけれど、大変な意欲の高まりです。少し前までは産学連携、あるいは産学協同と呼ばれると、なんかこう後ろめたい怪しげな行為であるかのように思われて、一生懸命やられる先生は教授会の中でも肩身が狭いとか、あるいは、私が学生の頃のイメージだと学内に看板が立って、赤いカギカギとした文字で産学協同糾弾とか何とか書いてあったりして、中には産軍学共同とか、なんかすごいいけないことかなあと学生である私は思いながら看板の前を通り過ぎておりました。後にその担当をするようになるとは思っても見ませんでした。そういうようなムードがあったのが昨今は様変わりですね。そうしなければ大学は食っていけないかのような勢いで、国立はやっております。その辺が私学のお立場にもさん

さん聞こえてきておるかもしれません。

ところが大きな課題があるのは、産業界相手に共同研究やったり大学で生まれた研究成果を特許にして企業にライセンスして、製品化して、売り上げの一部を実施料と称して大学にバックしてもらって、それを次の研究に使うという仕組みも、なかなか急にうまくいくわけではありませんし、ちょっとやれば簡単に儲かるはずありません。実社会は厳しいという当然の話でございます。一過性のブームに終わらないかどうか、というのが今の課題でございます。要するに大学の先生方、教職員の皆様方にしてみれば、文部科学省がそんな意地悪な政策をとるから自己収入だと思って産学連携やってみたけど、大変なばかりで思うほど儲からないじゃないかと思われるだろうし、企業さんにとってみれば、共同研究はすっかりアメリカの大学でMITとかスタンフォードにばかりお金を貢いできたけれど、国立大学がやる気出したって言うから、国内にも少し投資しようかなとか思ってみたら、結局ろくな研究成果が出ないじゃないかということで、双方に失望感が出かねないのでございます。産学連携はやはり息長くですね、大学と産業界が研究テーマの設定とか問題意識の交換から含めて、日常的に接することが大事でして、もしかしたらその中からスタンフォード大学の有名な遺伝子組み換え技術の特許の様な事例が出てくるかもしれない。アメリカは特許期間が17年間だったそうですけども、その17年間でスタンフォード大学に2億数千万ドルとかいうべらぼうな金額をもたらした。コーエン教授、ポイヤール教授の共同研究成果だったそうですけど、スーパー特許遺伝子組み換え技術ですね。それらは稀な事例でございます。そういうのがいくつか出ればすばらしいですが、それよりも実社会の動きを意識しながら研究も進めていこうと、実社会のほうも研究成果を活用するマインドで、どんどん新規分野に挑戦しようというお互いのマインドを切り替えていくきっかけに産学連携がなればというのが正直なところです。金のなる木であるかのような印象が一過性のブームに終わらないかどうかというのが心配になってくるぐらいの動きでございます。それやこれが国立大学の動きです。

国立ばかりの話になってしまっていて、ご参考までと思ってお紹介したのがあんまり長くなると時間がなくなりますので、4ページにお戻りいただきますと、そういうことも含んだ運営システム改革が、4ページ一番上の八コ、公立大学も16年度以降法人化しうることになって逐次法人化の動きが開始しております。で、本日大事なことは私立学校法も昨年改

正されてこの春から施行されてますねということですが、これは7ページおめくりいただきますと、その概要を掲げてございます。もう通っておりますけれど、私立学校法の改正について7ページにございます。これは要するにきっかけとして国公立が法人化をし、自律性を持って産学連携を含めているんな分野に進出してくると、教育研究上の工夫、運営の改善もこれから相次ぐだろうという危機意識の元に私立側も体制を整えておいてもらわないとまずかろうという問題意識が背景にございます。内容は学校法人の管理の改善、つまり、理事会についての根拠規定はしっかり置くとかですね、理事さん監事さんや評議会の権限規定をしっかりと整備するとかですね、言ってみれば当たり前ですけども、その辺の運営体制をしっかりと固めていきましょう。それからかなりご苦勞いただくところだと思いますが、財務情報の公開について、これもどこの分野でも懐事情を外に出せとは簡単にはいかないでしょうが、財務諸表等の書類をきちんと整備し関係者への閲覧を義務付けるということに4月以降なっております。これは社会全体のアカウントビリティで、金額の多寡は議論ありかもしれませんが、私学助成として公金が投入されていますので、ましてその拡大を狙うのであれば、私立であっても説明責任を求められるという意味でございます。また(3)私立学校審議会の構成、この辺も都道府県の審議会の構成を弾力的にさせていただけるように、といったことです。こうした関係規定を私立学校法として大きく改正をしたというのが昨年で、この春からの施行により運営システム改革がこれをもって国公私そろったというのが、去年今年の動きでございます。これからが運営の自律性を生かした具体的な取組内容で勝負をしていただく段階だということでございます。

一方で、4ページにお戻りいただきますと、じゃ国は何をするんだと、質の保証に勤めますと、そうはいったって、設置認可は悪名高き、審査に時間がかかって瑣末な書類をいっぱい作れとか、私も聞いた話ですが、遠いところの申請者の方が書類のちょっとした直しを今日の午後の審議会にかけるとかから、すぐ直して持ってきてくれとか言われて飛行機で風呂敷包みでたくさんコピー作って運んで来て危うく間に合ったってというような話もあったやに聞きます。身内で言うのもなんですけれど、文部科学省の中で設置審査の担当者らは日夜、非常に努力させていただいております。毎日真夜中まで書類を整理し、お客様が引きもきらずお越しになるのを、まあ、中にはぞんざいな対応を横柄にも不相応にもしてしまう場合もあったかもしれませんが、そうならないよう

に必死にやっているつもりでございます。ただ、それこそ冒頭のほうで申し上げた、大学設置基準の91年の大綱化以降ですね、弾力化されたので、じゃあこういう風にしたいですという改変が莫大に相次いでおりましたので、とてもとても処理しきれんのかと、増員をいたしました。それでもパンクしておりました。という中でしたので、私ども関係の職員が精一杯努力させていただいてもなお、ご迷惑をおかけしている面が多々あったかもしれません。現在でも工夫を重ねておまして、一人つきりで対応しているとその職員のキャラクターで当たり外れみたいになっても申し訳ありませんので、複数でチームを組んで応接するようにしましょうとかですね、ちゃんとアポイントの時間を決めておって、お待たせする時間を少しでも減らしましょうとかですね、相談のためのスペースをちょっと狭いんですけど仕切りを置いて少しでも快適にしましょうとか、結構気を使っておるんです。しかし、本学の病院ほどの改善は見られませんで、お待たせし、ご迷惑をおかけしているかもしれません。しかしながら大学設置認可が何か大学の自主努力のボトルネックになっておってですね、役所が権力を振りかざしているような印象でとられる向きも恥ずかしながら、残念ながらあったようでございまして、この規制改革の中でいつもテーマとして取り上げられておりました。

それで、学部レベルであっても届け出で出来るようにしようということを入れて、設置認可を弾力化したというのが二つ目の箱でございます。組織改変について例年200件前後の申請実績だったのが、早速15年度374件、16年314件と2倍近く伸びているわけでございます。一部とはいえ届出化した効果は出ているのかなあという風にも思います。ところが、これも例えば本学は医療福祉分野で全国に先駆けて発足しご努力を続けてきていただいておりますけれども、その頃の設置審査はいかがでしたでしょうか。まして、新規分野の挑戦となればかなり厳密に、あるいは詳細な調査があったかもしれません。然るに、この弾力化によって届け出すればほとんど通ってしまうという状況になり、そうしたらライバルがどんどん参入してくるわけですね。それは本学のようなパイオニア的な大学やあるいは伝統的な大学から、自分たちはこんな苦勞してやってきているのに最近はお手軽に届け出で、その上教授構成もろくに審査されないで、これは専門学校とどう違うんだといわれるような大学が出来てるじゃないかと、それで同じように学士の学位、あるいは博士の学位を出せる大学でございますというのはひどいじゃないか、というお叱りもいただくようになっております。これ

は実感として、その通りでございますね。あるいは、設置審査は審議会にかけますので、集まっていたいる有識者の委員の先生方も、やってられんと、要するにこんなのを俺たち通さなきゃいかんのかと半ば悲鳴を上げていらっしゃいます。事務局としては、駄目っていう根拠規定はもう削除しましたので、まあどうでしょうかねってぐらいは出来ますが、そこを何とか、これは別に駄目とはいへませんのでお願いしますとかいうわけです。本音としては委員辞めたくるのではないかという状況の中、委員の先生方にはご苦勞を頂きながらも2倍増になった膨大な件数を次々審査していただいているというのが実情でございます。

そこで問題は「これで大学の大学たる水準が担保できているのか」でございます。したがって質の保証ということが課題になってきております。これは我が国の文部科学省の規制改革路線にもちろん直接の原因があるわけですけど、国際的にも問題になってきております。

ディプロマミル、ディグリーミルという言葉が特に英米、アングロサクソン系の国でいわれるようになっております。「ディグリーミル」とは引きうすで粉ひいてなんか自動販売機みたいなイメージなんでしょうか。要するに、金さえ払い込めば学位記を送ってしてくれるというような擬似業者的な詐欺的な教育実態のない自称高等教育機関というのがあるそうございまして、そういえば、三週間から一月ぐらい前NHKのクローズアップ現代でも「学位工場」という訳語をあてて、特集をしてみましたね。ご覧になった方はいらっしゃいましょうか。私もたまたま職場にいて、NHKを見ていたら、お、なんかディグリーミルやってるぞとかいって、慌てて見たのですが、そのときはアメリカのワイオミング州にハミルトン大学とか言うところがあってインターネットで全世界に教育を配信している。申し込んだら、テキストはありませんが社会経験を評価して学位を差上げます。ついてはバチュラーならいくら、マスターならいくら、とほとんどお金を払うだけで学位をもらえるみたいな話になってきて、現に払いこむと、立派な証書がリボンつきで送ってくるんだそうでございます。ただし、アメリカでアクレディテーション(適格認定)は受けていない、つまり評価機関の認証は受けていない。そこで、NHK取材班が現地に行ってみたら、街中のちょっとしたビルの一室にハミルトン大学とかいう看板を出して、取材を申し込んで拒否されるというところがテレビに映っていたりしました。そうこうしてるうちにそのハミルトン大学は事務所を移転したんだか所在がつかめ

なくなって、しばらくしたら、パンフレットとか全部様式が同じような別の名前の機関があって、どうも同じ業者が名前変えただけなんじゃないかとかいう特集でした。我が国でも要するにインターネット配信ですから、被害が出始めているとおっしゃる大学の専門家の先生がいらっしゃいました。それで、企業側も自衛策を講じなきゃ、つまり、学生の側も被害という意味もありますけど、逆に言うと確信犯的に学位を金で買う人も出かねないわけでございます。就職の際に履歴書に自分は大学でこの学位を取りましたと書いて出すわけです。だから採用企業側も防衛手段としてこれは本物かという調査をしなくてはいけなくなった。NHK取材班の方が国内で専門の調査会社に委託する会社も出始めているとコメントしていました。そこまでもうきてるんだというディグリーミルですね。だからアジアや南米など全世界で、アメリカやイギリスの自称大学についての被害者が始まっておりまして、ユネスコとかOECDでもここ1、2年問題になっております。今まさにユネスコで、国際的なディグリーミル対策の協議が進んでおります。各国が自国内の高等教育の質は責任もって担保して、アクレディテーションなり、チャータリング(設置認可)なり、各国のシステムに則って正規の大学であるかどうかをちゃんとリストアップして検索できるように、それをお互いに相互乗り入れできるようにして、全世界の学習者が簡便にその大学が本物かどうかチェックが出来るように最低限しておかないと、被害が拡大する一方ですよ、そういうシステムを早急に作りましょうという提言が、いま、今年の秋目標にもうほぼまとまってきている状況でございます。このように国際的に大学の質の保証というのが問題になっております。そこで、我が国はこういう制度改革、規制改革の流れの中、安易に規制強化をして、また設置審査でぎゅうぎゅうやればいってものではないのかもしれない。したがって第三者評価としての認証評価制度を立ち上げたところでございます。文部科学省が直接やるんじゃないけれど、民間ベースで財団とか任意団体でも結構です。評価機関として体制を組んで名乗りを上げていただいて、基準を満たしていただければ、その評価機関がアクレディテーションを個々の大学に対して行う。大学は、うちはあその評価機関でアクレディテーションを受けたれっきとした大学でございますと堂々と表示していただく。その点ではアメリカ型なのかもしれませんが、消費者、学習者保護の観点からそういうシステムの構築が急速に求められてきております。したがいまし

て、大学評価、質の保証というのが、今後数年大学改革の大きなキーワードになることが国際的に見ても必定でございます。その代わり評価を受ける大学にとっては、いろんな評価機関が入れ替わり立ち代り来るとか、訪問調査とかそのたびに書類作ったりとか、応接も大変だというようなことになりかねません。現にそうなり始めてるという声もすでに聞きますので、簡素で効率的な評価システムをどう作っていくかというのがちょうど課題となっておりますところでございます。

時間も押してきていますので、三つ目の箱。これが大事なんですが一番目の運営システム改革と連動しまして、自立性を持って、国立だろうが公立だろうが私立だろうが特色を出してください。じゃどうするか、予算で少しでも補助金額を上乗せして、呼び水としての補助制度を作りましょうというのが三つ目の箱でございます。21世紀 COE プログラムとか、ここには書いていませんが特色ある大学教育支援プログラム(GP)といったいろんなプログラムを増やしてございます。詳しくは後ろに資料を入れております。8ページに、イメージ図がさまざまございます。博士課程段階を念頭においた21世紀 COE とか、今申し上げた GP は学部段階、大学・短期大学を主として念頭にしております。医療人教育支援プログラムというのも、高度専門職業人養成の観点からメニューとして入ってきております。8ページの標題の右を見ていただきますとそれら補助金額が500億円を越えてきて、私学助成の3000数百億円や国立の運営費交付金の1兆2000億円の比べたらまだまだ小さいですけど、ここで先ほど少しだけしておいた「文部科学省は国立と私立の公平なファンディングをどう実現するか」というお話です。ここを太らせるというか、増やす、拡大することによって何とか達成していきたいという風に考えています。具体の予算金額は次の9ページにありますので、ご参考にしてください。例えば、医療人教育養成支援だったら(3)の二番目に、新規ですのでもまだまだ金額的にはそう大きくはありませんが、7.5億円とあります。これら全て COE と同じように国公私を問わず、我こそはと思う大学にエントリーをしていただき、そして、文部科学省では専門家からなる審査委員会を作って役人が鉛筆をなめるんじゃないで実際の申請内容とか大学のポテンシャル、実績をデータで出していただく、競争的に審査をして選定先を決める、それに応じて補助金が交付されるという仕組みは共通しております。たとえば21世紀 COE だったら5カ年間の重点支援、中間評価ありというわけでございますが様々でございます。というスタイル

を増やすことによって、まあ各大学の特色を少しでも明確化していただきたいという思いでございます。

時間の関係もあるので、ここでも先にですね、一番の核心に触れておきます。12ページ以降が本年1月の「我が国の高等教育の将来像」という答申の概略版ですが、13ページローマ数字のIIの下の方に、①～⑦まで世界的研究教育拠点から、総合的教養教育から社会貢献から、挙げてございます。これが今回の答申での大きな目玉でございます。つまり、大学が個性・特色を明確化してくださいと、金太郎飴で競争していても意味がありませんと、他とは違うオンリーワンの大学を出来るだけ目指してくださいということです。そのためには何をすべきかと言えば、大学の果たす機能もいろいろで、例えばこの7分類でございます。だからあくまでも例示に過ぎませんが、見ていただくとそれぞれ当たり前ですが、多くの大学がこの中のいずれかの機能を持っているかもしれませんし、どれかに比重をおいて思い切ってやっているかも知れません。今回の答申の提言は18歳人口が急速に減り、マスコミの言い方によれば「全入時代」を迎える中で、大学にどうこの厳しい競争と淘汰の時代を乗りきっていただくか、それはキーワードとして経営戦略を個々に明確化していただくほかありません。これからは質・内容・中身で競争していただくほかないわけでございます。そこで、どういう分野立てが考えられるかというのが13ページの7分類というわけにして、その7分類の直前に各大学は自らの選択で緩やかに機能別に分化してもらうという風にご覧いただけます。答申の本文でも、この中のどれかに比重を置いてもいい、どれかに特化してもいい、全部薄くやってもいい。それはその大学の来歴、沿革、規模、実情、決意次第だと書いてございます。しかし、私流に申し上げれば、それで成り立つかどうかはその大学としての経営戦略の勝負ですと、そういうことが書いてございます。そして、国は何をするかという、その13ページの「III」にある「高等教育の質の保証」に努めますということではありますが、「II」で述べられている機能別の分化、個性・特色の明確化を少しでも後押しする意味で、増やしたいメニューが、8ページ、9ページの国公私がち抜きの競争型、重点型の予算なわけでございます。と申し上げると少しイメージ持っていただけるかもしれませんが、文部科学省で、あるいは私ども担当させていただいてお願いしたいのは、予算事業ですから担当がバラバラですが、全てのメニューに今時分から夏ぐらいに募集要項が出来て、募集期間があっ

て、審査が夏ぐらいに始まります。いろんな大学の方から、それも大きな大学ほど次から次に文部科学省がメニュー増やすから「いちいち書類作って学内で大変な議論をして大変です」というボヤキも聞きますが、メニューを増やす文部科学省の立場から言えば、そんなことをしてもらわない必要はぜんぜんありません。これは明確に申し上げておきます。つまり、大学の経営戦略、教育研究機関としてのどこに重点を置くかという戦略を先に決めていただいて、それに応じた土俵に絞ってエントリーをしていただければよろしいのであって、全部にエントリーして、あれは当たったこれは外れたと言ってる大学は現にお聞きますが、そんなことをしてもらわない必要は全然ないのでございます。むしろそんなことは望んでいない。「一体、文科省は本学にどういう大学になってほしいと思ってるんですか?」とか聞かれることもあります。そういうことを聞いているようでは駄目ですね。失礼なので面と向かっては申し上げないのですが、やんわりと「いやー、そうではなくてですね」と今申し上げたようなことを、ご説明申し上げます。したがって、きれいごとかもしれませんが、このことは答申にも焼き付けられておいて、実際の予算事業にも跳ね返っておりますので、組織的に文部科学省、本気でございます。そうしてもらいたい。10ページをおめくりください。話が飛んで恐縮ですが、10ページを見ていただくと、18歳人口の経年変化をグラフ化しております。第1次ベビーブームが18歳を迎えて、そのジュニア世代が第二次ベビーブーム。直近のピークがその第二次ベビーブームの平成4年ですから1992年に204万人でした。今は137万人と、ピーク時の6割にガツと十数年で減っております。今後さらに減って、120万人規模で15年ぐらいいくということが人口動態ですから予測が立っております。ピーク時の6割にたった10年で減ってしまうということなので、それこそ大学が経営的に困難に立ち至るのもむべなるかなでございます。したがって、急増期に文部科学省は必死に高等教育計画を作り、設置認可で需給をコントロールして増えすぎないようにしていました。このため当時は非常に悪役でした。やりたいという申請を押さえつけることを一生懸命やるわけですから、なんだあいつ等とはという悪評がつくのも、ある意味当然なわけでございますが、それはこういう人口動態が目に見えていたからでございます。したがって、この時期、臨時的定員として発足していただくという便法も工夫したりいたしました。それであっても18歳人口がこれだけ減る上、設置認可の弾力化、質の保証が心配になるぐらいの新規参入の増で

ございますから、ますます、こういう場で申し上げたら申し上げ過ぎかもしれませんが、大学は滅びに向かって突入しているといつてもいいぐらいの状況になりかかっているわけでございます。では、これを文部科学省としてどうコントロールして乗り切るかというのは、かなり難しいです。「無理です。」とギブアップ宣言でも出さなきゃいけない状況なわけです。じゃどうするかと言うのは文部科学省は言っておりませんが、マスコミでいう「生き残り戦略」をそれぞれに練っていただく。今回の答申の中でも「経営戦略」という言葉は使われております。文部科学省の答申としては全く異例の「経営」という言葉、「戦略」という言葉を明示的に使っておりますのは、そういうギブアップ宣言とまでは組織的に見栄を切っておりませんが、担当の者の思いとしてはそのあたりのことも汲み取っていただいて「経営戦略」を使っております。文部科学省のホームページに全文関連資料が載っておりますので、もしお時間が許せば是非ご覧いただきたいというような状況でございます。ちなみに10ページの一番下で「全入時代」と言われるのは、2007年に収容力が100%になる。収容力というのは、志願者数と実際の入学者数が一致するというを指します。つまり、選り好みしなければ全国どこかしの大学が短大に行きたいなあと思った途端に入れるはずになっている数という状況なわけでございます。これをもってマスコミでは、「大学全入時代」という話になってくるわけでございます。もちろん、人気校に集中したりしますので、定員割れが早く来て、経営破たんに至る大学もあるかもしれませんし、一方で競争が相変わらず厳しい一部の大学があるかも知れません。バラバラでしょうけれども、全数としてはこんな感じだというわけでございます。

そういう中でどう生き残りを図っていただくかというのが、それぞれの大学に答申の7分類を参考にしながら、そして8ページ、9ページあたりの文部科学省のせめてもの予算支援のメニューをにらみながら、じゃあ自分たちはどこに特色を見出して、どういう大学になっていこうかという議論を積み重ねた果てに、絞って、エントリーして確実に取っていただくというのが、良い大学の今後の在り方だとイメージを持っております。まだ絵空事かもしれませんが、こういう国公私重点型の支援をうまく増やすことが出来、国立大学も運営費交付金は自動的に削減させていくシステムになったことでのいろいろな工夫による改善がなされ、私学助成も機械的な均等割りの配分方法は納税者の理解を全く得られないかも知れませんけれども、厳しい自己改善努力をする

しっかりした大学にこそお金がいくという形であれば私学助成を維持し、伸ばすことも今後皆様方のご支援を得ながら、文部科学省も努力しなければいけないところでございます。一足飛びに国立の予算を削って私立に付けるとか、さらに国立からも私立からも削って専門学校に付けるとかという短絡的な議論をせずに、なまくらかもしれませんが、それぞれの予算の費目の中で改善を重ねながら、ふと気がつくと、国立だからこういうお金が付く、私立だからこういうお金が付くという設置形態別の区分よりも、研究に重点をおいて大学院の規模が大きい都市型の大学だったらこうだとかです、地方にあって学部が広い学部中心の教育型の大学だったらこういう予算の付け方をするとか、本学のように分野が絞られた専門職養成の大学だったらこういう支援メニューがありますとか、大学の先ほど申し上げた7分類ではありませんけれど、大学の現に果たしている機能別に財政支援の在り方がおぼろげに見えてくるというスタイルに、徐々に切り替わっていきたいものだというのが、私どもの日頃の思いでございます。そのために私学がバタバタとつぶれたり、国立からガサツとつぶれて研究機能が駄目になったりしないようにしながら、財政方面からも、規制改革の立場からも、各大学に必死のご努力をお願いしながらいかにそういう方向に持って行くかが、私どものこれから5年10年15年かけての仕事だろうと思っております。

お時間もだいぶ来ましたので、あとお話ししていない点を若干補足させていただきます。12ページから「我が国の高等教育の将来像」(答申)のポイントとありますが、本日はそのご紹介をするためにお邪魔したわけですが、前段だけでもうここまで来てしまいましたが、後は12ページ以下の概略版を読めば、なるほどと大体思っただけのではないかと思います。ただし、特に補足して申し上げたいのが、12ページの1番下でございます。3つ目の箱で国の今後の役割です。「高等教育計画の策定と各種規制」の時代は終焉を迎えて、これからは「将来像の提示と政策誘導」の時代へ移行する。前段にお話し申し上げた内容で、そういうことねとご了解いただけないかと思っております。私一個人の想いではなく、国の今後の役割をそういう風に切り替えたいということが、答申に焼き付けられていることは非常に大きなことではないかと思っております。そしてその箱の下に国の今後の役割として5項目を明確にお示ししてございます。これは答申にある言葉そのものです。私に言わせれば、明確化したということとは限定したということでございます。答申の本文で

はこの5項目の記述にすぐ続いて、簡素で効率的な高等教育行政を目指すべきであると思っております。それはもう答申を受ける役人にとってはビビッと背筋が伸びるような表現が、さらっと今回の答申に入っております。つまり、文部科学省は肥大化路線をとらず、高等教育の質の保証が課題になっているからといって、大学のやりたいことにあれこれ口を出して規制を増やすのではなくて、評価システムをうまく作り、財政支援の仕組みをうまく形成していきながら、大学の自助努力を促すことによって、あるべき少子化の時代、18歳人口120万人時代ではあれども、生き生きとした特色を失わない多様な高等教育システムを作るべきだということを言われておるわけでございます。あとは13ページから本文の内容で、全入になる計算が2年前倒しになったとかは去年大きく報道されました。更に、7つの機能別分化や、国は高等教育の質の保証に努めることについて述べています。次の14ページでは高等教育機関の在り方がそれぞれの段階別に紹介されております。ここで一つ関連してご紹介申し上げたいのが、四角で囲った中の【専門学校】の部分にあります大学院入学資格が付与されることでございます。つまり、専門学校は伝統的に2年制が多かったですから、いわば短大相当というような位置付けでした。短大を出たら準学士、専門学校を出たら専門士という称号をもらえることになっていたのですが、昨今、いろんな種類の資格が高度化したことをもって、特に福祉関係分野の専門学校の中には3年制や4年制のところが出てくるようになってございまして、専門学校によっては、大学生が入りなおしてきたり、大学院生がダブルスクールで通ってきたり、かなり高度なことをやってるところもある。したがって、専門学校だから4年勉強した後大学院に直接行けないというのは学生さんが袋小路になって不便じゃないかということが要望項目として非常に強く出された。審議した結果、大学院入試は当然あるので更に競争しなくてはなりませんが、入学資格、受験資格は認めてあげましょうということになりました。ただしこれも、非常に議論が割れた点で、皆様方もすぐお気付きのように、大学の学部との違いはないのか、大学と専門学校に違いはなくなるのかという点でございます。いやいやそれはある。やはり専門学校は職業系の専門教育に特化していますし、設置基準も都道府県知事の認可だけで発足ができると比較的緩い。その代わり経常費の助成はありません。平たく申し上げれば、金も出さないけれど口も出さない。相対的に言えば、やはり都市部を中心にどンドンやっていただいているというような状況でございます。片

や大学は認可があると、しかも大臣の認可である。私学助成もある。更に、大学は専門教育もやる。その中に職業教育ももちろん視野に入りますが、教養教育というのが大学の大学たる所以で、教養教育がしっかり土台にあってその上で専門教育を施すから、学位という国際的に通用性のある、いわば「資格」が与えられる。そうでなければ学位はただの職業資格と同じじゃないかというのがありました。その違いは違いとしてその通りであると答申にも書かれております。したがって、専門学校はその特色を、大学はその特色を具体的にどう生かすかで競ってもらいたい。ただ、学生さんに着目すると袋小路を作っても仕方ありませんので、縦横に飛び移れるようにはしておきましょうという趣旨で、大学院の入学資格は開放するが個性・特色の明確化は求めるという、折衷的なというか並行した提言が出たという形になってございます。

それから「国公私それぞれの特色ある発展と高等教育全体の活性化が重要」というのが四角の後に一言だけ書いてありますが、ここも最後までこの答申では議論が割れたところでした。特に皆様方お気付きのように、今回機能別分化だという7分類を例示として掲げ、重点的支援を文部科学省として増やしたい、ちょうど先ほど私が申し上げたように、設置形態別よりは、機能別にファンディング、財政支援がなされるようなシステムに持っていきたい、など思っているのであれば、国公立の別などというのはだんだん、重要性がなくなると言えばいいじゃないか。それが論理的に整合的だし、ついてはイコールフットイングを一挙に実現すればいいじゃないかとお考えになられるかも知れません。しかし、いやいやそうはいかないんですと申し上げざるを得ません。それはやはり、国立の冒頭のほうで申し上げた特色や私学の特色もありますし、したがって沿革に由来する面も多分にありますけれども、財政支援の規模もこういう風に違ってきている。それを例えば最近の提言、政府全体の中の議論で、バウチャー制度というのを聞かれたことがあるでしょうか。地域振興券のような高等教育券という切符を作って18歳の人に配ったらいいじゃないかという提案です。その人は大学でも専門学校でも、駅前留学の　　といったところでも、どこでも良いから勉強したいところへその券を提出すると、それを受け取った教育機関が政府に持って行くと、その枚数に応じた補助金額がもらえるというものです。要するに厳格に学生頭割りで設置形態別なく対等の競争条件を実現し、学習者のほうに選択の主体性を与える。「消費者主権、すばらしいじゃないか」と。「国公私、イコール

フットイング論これで文句ないだろう」とおっしゃいます。しかし、これを導入したらどうなるかと申しますと、ご説明申し上げてきたように今の我が国では、私立が学校数、学生数とも8割近くを占めるわけですから、そこでバウチャーを一部分なりとも導入したら、財政支援を国立から大幅に削って私立に付けるということになるわけでございます。それは私立の皆様方にとっては、「あーいい話じゃないか」と、国立つぶれてもかまいやしないと思われるかも知れません。しかし、例えば、材料とかナノテク研究では、実は東北大学は過去10年の実績で世界一だったり、東京大学は物理学で世界一でした。両大学とも去年世界二位にそれぞれ転落と言うか、ドイツのマックスプランク研究所に座を譲ったのですが、余談めいた話になりますけれど、ドイツのマックスプランク研究所がいろんな研究所を束ねて組織統合をして集計上複数の機関の論文引用実績を束ねて出したものですから、統計上逆転されてしまって、何も変わっていないマックスプランクにトップの座を形式的に明け渡した。そういう「ずるい」事情でもなければ過去10年の容易に逆転するとは思われない研究実績で、分野によっては我が国の大学は世界一位を占めていた。そこを全部つぶしてもいいですか。いいかも知れませんが、私学が潤うのであれば、そういう政策判断もあり得るかも知れません。でもそれは私はもったいないと思います。それでも仮に国立を削って私学に付くなら良いけれど、申し上げたように専門学校には経常費助成はありません。まして駅前留学の　　といったところも視野に入れば、数多ある機関に補助金をごく薄く撒くには、例えば、国立からもう半分ぐらい削ったり、私学からも私学助成から何分の一か削るとかしないと、実現できないかもしれない。それは専門学校や民間会社の方々等もらえないよりは補助金があったほうが嬉しいでしょうね。だけど、数が多いですから、焼け石に水程度のお金を皆様に配るために、国立の研究機能のいいところを全部つぶし、私学助成ももしかしたら削って、苦しいところを一挙に破たんしに追い込み、やるんでしょうか。バウチャーという議論はわかりやすく単純なだけに、そういう危険を多分に内包してしまっていて、私は個人的には非常に危うい、危なっかしい議論だなあと感じております。文部科学省としてもバウチャー論は有力な提言としてあることは承知しているが、諸外国でも全面的に導入した例はないし、メリット・デメリット考えられるので、よく研究してみますというのが公式の姿勢です。国公立についてそういうことを踏まえながら考えれば、将来的にその格差が相対化し、機能別

が重要になってくるとはいえ、まだ国立私立の意義、役割、得意分野の違いというのはあって、その辺を意識しておくというのは今のシステムの理解としてはまだ重要性はあるのではないかとということで、50数ページの答申の中で、2ページばかりですけれども国公私それぞれの意義役割を整理してございます。ただ、練りに練って私もいろんな先生方のご意見を伺いながら、作文したものをツーッと読むと、国公立の違いがほとんど分かりません。ほとんど同じようなことが書かれております。でもそれで良かったのではないかと思います。つまり、マクロに言えば傾向の違いがある。したがって財政支援の仕組みも学長任命含めて、行政の制度的縛りも全然違う。だけれども個々に見ていくといろんな大学があって当たり前ですし、そこに着目する限りでは、例えば7分類にしても、国立だからこう、私立だからこうという明確な違いはないに違いない。私立だからこうでなければならないなどと国で決めるのは無理で、それが当然だと思いますね。だから書いてみると、かなり似通っている。なんだかんだ2ページばかり書いてありますが、そういう意味でご覧いただくと、ニヤッとしてお読みいただけるかもしれませんね。そこはもう小役人的な作文として最も苦労したところでございます。

あとは財政支援について14ページの「V」でございすけれども、全体の話でございす。先ほどの0.5%の東アジア型だと。それにしたって家計費負担を求めすぎていて、公財政支出が少ないので、「欧米諸国並に近付けるように最大限の努力」と、これも例えば1.0%目指せとか書ければ分かりやすいんですが、政府としての答申としてはこれでもかなり思い切った表現だと思います。ブレア政権の例を最初の方でご紹介申し上げましたけれども、そういうところを参考にしながら少しでも文部科学省としては、なかなか力ありませんが皆様方のご支援を得ながら、関係方面の理解を得るべく頑張っていきたいと思っております。ただ、政府の話で申し訳ありませんが、年金の問題もしかり、国防の問題もしかり、ODAの問題もしかり、大事なものはかりでございまして、それぞれに増加要因抱えておりますので、どこをどう切るんだと思われるかも知れません。役人を半減しろとか、給料を半分削れとか、そういう手もあるかもしれませんが、限界もあります。では増税なのかという議論も出てくるわけでございまして、文部科学省もただ無責任に増やしてくれといっても意味がない。かといって、防衛費を削ってこっちにくれとかです。消費税を何%に上げてこっちにくれとも、なかなか差し出がましくて言い難い。非常に難

しいのですけれども、その辺は関係の皆様方のご支援とやはりここは上げて、政治の部分でのご議論も重要かもしれません。どうしても国民の負担を求めるとい議論になってきますから、そうしてまで高等教育の今の現状で納税者の満足度はどうか、どれぐらいの負担を求めてしかるべきかという非常に難しい政治的判断をしていかなければいけません。そういう時期になってきておるのではないかという気が致します。機関補助、個人補助、パウチャーだなんだと一足飛びな議論ではなくて、バランスを取りながら検討する。同時に、競争的な部分を増やせばいいので、私学助成とか運営費交付金はどんどん削減すれば良いというのも乱暴だと思います。基盤的助成と競争的な支援配分のバランスも問いながら、なまくらかもしれませんが、言いたいのは14ページの一番下から3行目。これも大きなキーワードだと思っております。「多元的できめ細やかなファンディングシステムの構築。」これが目指すべき目標でございまして、その直前に書いてある「多様な機能に応じた」の「機能」とは前のページで言う7分類の機能でございす。そこを結びつけてみていただくと、今回の答申の言わんとしている、持っていかなとしている提言の方向性がかなり見えやすくなるのではないかなという風に思います。そして、15ページでは具体的に緊急に取り組むべき提言が出ておまして、16,17ページではその提言のここ数ヶ月の実施状況がございす。

経営困難な学校法人の対応というのが関連して19ページにご紹介してございす。「我が国の高等教育の将来像」(答申)の中でも経営困難となる学校法人の対応策を整理すべきだという提言が明示されておまして、それを受けて本年5月に出たばかりのレポートがこれでございます。ホームページで詳しくはご覧いただきたいと思っておりますが、概要がこの一枚紙でして、要は経営困難になる、なりそうだから、なっているところがあるからといって財政出動で救済するという発想ではないということです。あくまで自助努力。しかし、経営相談とか、専門家の助言とか、したがって先ほど私立学校法の改正で財務情報の公開などということも申し上げましたが、むしろ積極的にその辺をやっていただくことで、財務運営の健全性もおのずと自律性を持って確保していただく。あるいは逆にいうと、そういう財務情報も含めて、最近では企業格付けの会社に委託してどこそ大学がAAを獲得したとか時々報道されますが、あれがいいかどうかもちろんわかりませんが、財務運営も含めて自信のある有力大学はそうすることによって、大企業に比べて同じランクで並べ



て、こういうランクの高い経営の健全性を保っておりますというアピールになるわけです。だから情報は出したもん勝ちという面もこういうところでも出てきてるかもしれません。自律性を発揮して情報をガラス張りにすることによって、学習者、実社会の信頼を得ていただく。不幸にして学校としての存続が不可能になる場合は生じますので、そのときは学生さんを抱える教育機関ですから、学生さんの保護というのが第一だという意味で、転学の支援を斡旋するというプログラムを文部科学省も私学振興事業団も協力をして作っておかなくてはならないというのがこのレポートの眼目でございます。19ページの右端には、転学を受け入れた近隣の大学はその学生数が増えて水増し入学だとか評価されて私学助成でペナルティを科されてはたまりませんから、そういうことにならないように措置をしますとか、学生も近隣の大学とはいえ、下宿が必要になったとか経済的に困窮するものも出てまいりますから、緊急支援の奨学金も用意しましょうとか、受け入れ大学に対して私学助成の積み増し、増額もそれほど積めないかもしれませんが、せめて実際にかかるお金も考慮として考えましょうとか、そういう細かな措置はついておりますが、眼目としてはセーフティーネットとして大学は教育機関だから学生をどうこういう風にするのか、どういう事態に立ち至ったら、どういう手続きがあるのかということの関係者で合意を得ておくというのが、これからの120万人時代に向けて大いに大事であろうということでございます。ほんの数年前まで、文部科学省でこんなレポートをまとめるということ自体、私学助成をして、経営を支えるべき文部科学省が責任を放棄して大学を潰します宣言などするのかという大変なお叱りを受けたかもしれませんが、でも答申にこういうことを出すべきだといわれ、現にこのようなレポートを作ったというのはやはり時代の移り変わりを思います。併せ、今回の答申で経営戦略とか多様化とか個性とか機能別分化とかキーワードが出ているのも理由のないことではないのだなあということが、皆様方にはこうしてお聞きいただくと御理解いただけるのではないかと思います。

最後に20ページをご覧ください。今学校教育法の改正案が国会にかかって参議院の審議がこれからでございます。平たく申し上げれば、教授、助教授、助手、という序列を助教授と助手を改めて、準教授と助教と名称を変えるということでございます。これは結局、20ページの上の方で平成13年の科学技術基本計画閣議決定とある辺りから助教授、助手の制度を見直して、若手研究者が早い段階から自律性を

持って研究に従事し、活躍できる環境を醸成せよというのが政府をあげての課題だったわけです。つまり伝統的な講座制がかなり批判を浴びまして、教授、助教授、講師、助手というヒエラルヒーがしっかりしすぎておって、活力をそいでおるのではないかと。更には、油の乗った助教授、助手の世代が教授の指揮の下に指定されたことしか研究に、あるいは医科系だったら診療も含めて、従事できないというのは活力をそぐのではないかと。いやいや、そうしてこそしっかりした専門家は養成できるんだ」という面ももちろんありますが、分野によっては理工系で問題意識が先鋭でしたでしょうか、若い、頭の柔らかい、論文書き盛り、研究成果出し盛りに、徒弟的な下請け仕事だけじゃ国策として損ではないかというのが非常に強く出されまして今回の提言になりました。そうしますと若手の助教授、助手に研究費を措置してやれるのかと言われそうですが、それは科学研究費補助金を取るべく勝負してくださいという話ですし、いや大物教授でないとなかなか科学研究費補助金は通りにくいんだと言われますので、そんなことがないように若手のためのメニューも科学研究費補助金の中に作ったりしてはいますが、それも十分かどうか。では、研究スペースとして助教授や助手に全員個室を与えてくれるんですかと言われれば、大学としては、いやいや増築もそうまなりませんとなり、では、文部科学省はそんな特別な補助金くれますか、「ありません。」というないないづくしですので、なかなか若手研究者の活躍の場といっても苦しい。苦しいのですが、今回の学校教育法改正は予算非関連の法案ですけれど、せめて職名と職務規定を改正することによって若手の活用・活躍の場をつくらうという気運を醸成したいということでございます。右のほうに教授、準教授、助教と枠で囲って職務規定をごく細かいですけど見ていただくと、左側の従前の助教授は「教授の職務を助ける」、助手は「教授・助教授の職務を助ける」と書いてある。両方「助ける」ですから講座制の規定とあいまってその徒弟型を定めていたわけですけど、今後はそれをやめまして、教育研究に従事するという共通にしました。教授は「特に優れた」、準教授は「優れた」、助教は優れたもないと書いてありますが、微妙な、要するに経験能力の格差を表現するのにこんな姑息な書き分けになっておりますけれども、別に助教の方が優れてないわけでは決してありません。しかし、そういう経験、実績において、ランク付けを処遇含めてしていただく。従事する内容は考えてみれば同じではあるけれども、しかし、準教授、助教が教授の言うことを全然聞か

なくなったら、研究、診療、教育、急に立ち行きませんので、やはりそこは大学として責任を持って、組織的に事にあたっていただく重要性はこのレポートでも指摘されています。一番下に大学設置基準上の教員組織と書いて、講座制・学科目制の規定を削除するけれども、組織的な体制をしっかりと責任を持ってやりましょうねとあります。もちろん当座の措置含めて、学内呼称というのはあり得るわけですから準教授、助教に必ず改めないといけないわけではないですし、施行は各大学の学内規定の準備のご事情もありましょうから、今国会にかかっているのであれば、普通は来年の春施行ですけれど、再来年の春施行と遅らせてありますので、学内でご議論いただく時間をせめて1年間余計にとってごきます。形だけ変えればいいのかという趣旨ではありませんので、テニユアトラック制度等含めるとか、要するに終身在職権を与えるランクを準教授にするのか教授にするのかや、助手、助教の任期制の導入と絡めて、あるいは他の大学との人事交流を活発にして、インブリーディング（自大学出身者率）といわれる自己再生産率を少しでも低下させるという意味で助教の制度をどう絡めるか等、これはあくまできっかけとしての名目の改正に過ぎませんけれども、そういう趣旨で学内で、大いにご議論をいただきたいものだという風に考えた改正でございます。

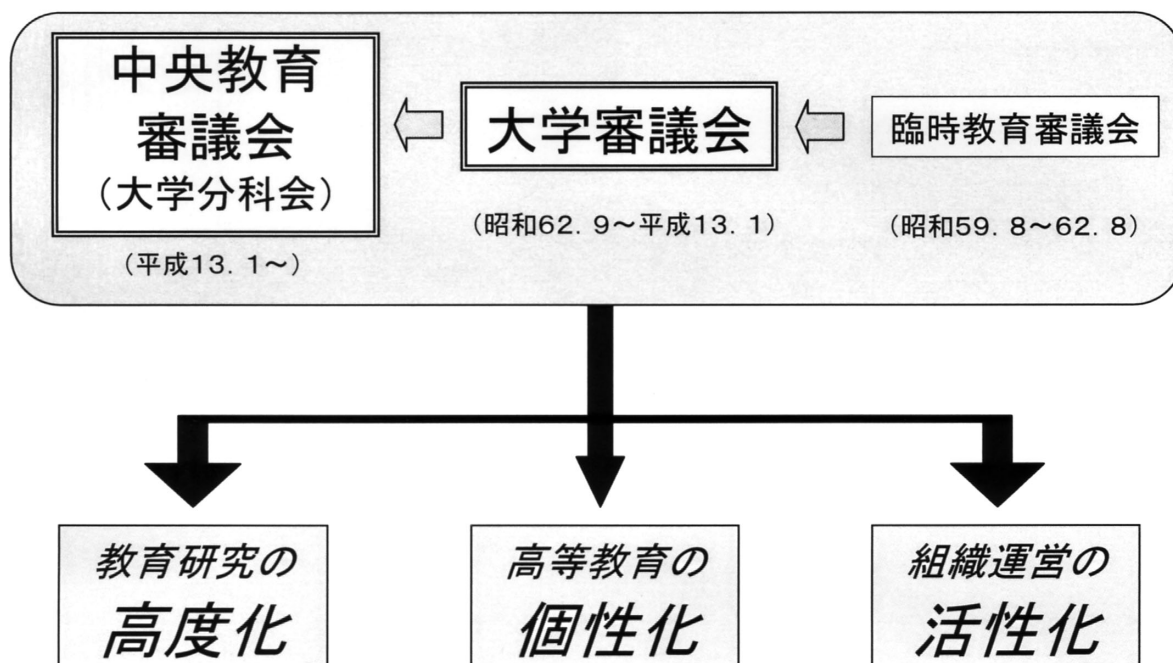
すみません、答申の内容のご紹介などと申し上げながら、前段ばかりが膨大になりました。しかし、そういう思いがこめられた記述でございますので、あとは資料をご覧いただければ、言わんとするところはお汲み取りいただけるかと思えます。したがって、皆様最初からお見通しだとは思いますが、本日私が少しばかりお時間をいただいて申し上げて、これからの大学の在り方に対する解決策が提示出来ようはずありません。しかし、こういう方向で考えられていて、文部科学省の動きはこうで、現在の動き、ほかの学問分野も含めてこうだということ念頭に置いて、本学の教育研究運営、ご議論を学長先生、あるいは理事長先生中心にご議論を深めていただければ幸いですということでございまして、結局お願いを申し上げまして、私のお話を終わらせてい

ただきたいと思えます。どうも長時間ご清聴ありがとうございました。

司会：どうも小山先生ありがとうございました。本来ならば質疑応答を持ちたいところなんですけれども、先生東京にお帰りにならなくてはならなくて、もうすでに車が待っておるという状況らしいので、ちょっと今回はできませんので、小池先生のほうから最後のご挨拶をお願いすることになっております。よろしく願いいたします。

小池先生：ほんとに大変有意義というか我々にとっては大切な問題について非常に歯切れよくお話いただいて本当にありがとうございました。これから本当に我々教職員もほんとにこの大学が、まさにさっきのあれで言うと生き残りをかけてどういう、ま、比較的うちの大学はコンセプトとしては医療福祉という分野での、あの・・・を持ってるわけですから、そういう潜在的なものをほんとにより明確に、教職員がそれぞれ問題意識を持ってこれからどういう大学にしていこうかということに取り組んでいかなくてはならないということを感じたという、ほんとに貴重なお話をいただいてありがとうございました。まあ、それとほんとに私もかつて役人をやっていて、いろんな分野、厚生労働省の本当に同じような問題を抱えているっていうのをずっと痛感して、いわばパターンリズム、国が責任を持ってという部分を、国が責任を財政的にもいろんな面でもてない、それぞれで責任を持ってやってくれと、で、評価の部分で質の問題とかそういうのはきちっと評価して、それを透明性を持った形で公表して、国民それぞれがきちっと選んで、つぶれていくところはつぶれていってくださいというような非常にシビアな政策にいろんな分野を見てもそうですけど、移ってるっていう風なことを痛感して、なお我々がほんとにきちっと、どうこれから、どういう大学にしていこうかということをきちっと考えなくてはならないということがよく分かりました。本当に貴重なお話をいただいて我々とても参考になりました。ほんとにありがとうございました。(拍手)

## 大学改革のこれまでの取組



- 教育研究の高度化**
- ◇大学院の量的整備
  - ◇大学院制度の弾力化
  - ◇専門職大学院制度の導入

- 高等教育の個性化**
- ◇大学設置基準等改正によるカリキュラム編成の弾力化
  - ◇飛び入学の促進
  - ◇責任ある授業運営と厳格な成績評価
  - ◇情報通信技術の活用の促進

- 組織運営の活性化**
- ◇自己点検・評価、外部評価の実施
  - ◇大学設置認可手続きの簡素化・弾力化
  - ◇学外意見の反映
  - ◇教員の流動化

## 戦後の高等教育の流れ

昭和22年 (1947)	教育基本法及び学校教育法制定 新制大学制度が発足	
昭和24年 (1949)	私立学校法制定	
昭和31年 (1956)	大学設置基準制定	
昭和37年 (1962)	高等専門学校制度が発足	
昭和39年 (1964)	短期大学が恒常的な制度として発足	
昭和48年 (1973)	新構想大学の設置【筑波大学等】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高等教育計画等</div>
昭和50年 (1975)	私立学校振興助成法制定	↓ 昭和50年代前期計画
昭和51年 (1976)	専修学校制度が発足	
昭和54年 (1979)	共通一次試験導入	↓ 昭和50年代後期計画
昭和59年 (1984)	臨時教育審議会発足 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           個性重視の原則            生涯学習体系への移行            変化への対応         </div>	↓
昭和62年 (1987)	大学審議会発足 (高度化、個性化、活性化)	↓ 18歳人口急増期の計画 (昭和61年～平成4年)
平成2年 (1990)	センター試験導入	
平成3年 (1991)	大学設置基準等の大綱化	↓ 18歳人口急減期の計画 (平成5年～平成12年)
平成15年 (2003)	専門職大学院制度が発足	↓ 高等教育の将来計画 (平成12年～平成16年)
平成16年 (2004)	国立大学法人制度が発足 公立大学法人制度が発足 認証評価制度が発足 私立学校法改正(平17.4施行)	↓

## 高等教育に関係する主な審議会等

### 内閣府

#### ◎経済財政諮問会議

→ 骨太の方針

#### ◎総合科学技術会議 (CSTP)

→ 科学技術基本計画  
各年度の資源配分方針  
評価（SABCづけ）

#### ◎規制改革・民間開放 推進会議

→ 規制改革推進3か年計画

### 財務省

#### ◎財政制度等審議会

### 総務省

#### ◎政策評価・独立行政法人 評価委員会

### 文部科学省

#### ◎中央教育審議会

教育制度分科会

初等中等教育分科会

大学分科会

等

#### ◎大学設置・学校法人審議会

大学設置分科会

学校法人分科会

#### ◎科学技術・学術審議会

学術分科会

等

#### ◎国立大学法人評価委員会

#### ◎文部科学省独立行政法人 評価委員会

高等教育分科会

等

## 現在の取り組み

### 「知」の世紀をリードする大学改革 ～競争的環境の中で個性輝く大学づくり～

#### ○国立大学の法人化等による運営システムの改革

・法人化により、大学の自主性・自律性を

##### 一層向上

民間的経営手法の導入によるトップマネジメントの実現  
非公務員型による弾力的な人事システムの導入  
情報公開、評価の徹底

・学校法人制度の改善

#### ○H16年度から国立大学法人に移行

・89の国立大学法人が自主的・自律的に大学運営

#### ○公立大学法人制度の創設(H16年度)

#### ○私立学校法の改正(H16年通常国会にて成立、H17年度から施行)

・理事会に関する規定の創設  
・財産目録等の情報公開の義務化

#### ○大学の質の保証と向上のための制度改革

・時代の要請に柔軟に対応した教育研究体制づくり  
・多様な評価機関による評価  
・大学の主体的な改善の促進

#### ○第三者評価の導入(H16年度～)

すべての国公私立大学(約1,200大学)が、定期的に認証評価機関による評価を受け、改善に反映

#### ○公私立大学の設置認可の弾力化(H15年度～)

一定の学部等の改組につき、認可から届出へ  
組織改編:例年200件前後 ※( )内が届出件数  
→H15年度 374(189)件、H16年度 314(189)件

#### ○大学の国際競争力の強化

・国公私立大学を通じた教育研究活動の重点的支援  
・高度専門職業人の養成

#### ○21世紀COEプログラム等の推進(H14年度～)

(これまでの採択実績:91大学274件)

#### ○「魅力ある大学院教育」イニシアチブ(H17年度～)

#### ○専門職大学院の充実

(H17年度開設)29校(会計、知的財産、ビジネス、MOTなど)  
合計122校(うち法科大学院74校)

#### ○知的財産戦略・産学官連携の推進

大学の研究成果に基づく知的財産の創造と組織的・戦略的活用、産学官連携の一層の推進

#### ○大学知的財産本部の整備(H15年度～)、研究成果の特許化の促進

大学知的財産本部整備事業:43件(H15～)  
TLOによる特許実施許諾件数(累積):20件(H11)  
→1,236件(H16.3)

#### ○大学発ベンチャー創出等の推進・強化

大学発ベンチャー数:128社(H12.8)→916社(H16.8)  
共同研究数(国立大):1,139件(H3)→8,023件(H15)



# 各国立大学法人の取組

16年4月1日に国立大学法人がスタート、トップマネジメントの実現、非公務員化によるシステム改革

## 法人化を契機に、各大学は意欲的な取組みを積極的に展開

### 教育・研究機能の強化

- 退学勧告等の厳しい成績評価による学生の質の確保(信州大学ほか)
- 学生、卒業生、就職先等による教育効果の検証(高知大学ほか)
- 技術経営、コンテンツ、観光など新たな分野の人材養成(東京芸術大学、山口大学、琉球大学)
- 大学の個性や社会のニーズに対応した研究に重点化  
例) 食の安全と安心の観点から家畜衛生全般に及ぶ領域研究(帯広畜産大学、十和田湖や三陸沖についての地震予知研究(弘前大学)等)
- プロジェクト研究の公開発表を行い第三者評価を受ける(愛媛大学)
- 科研費採択額の50%増を目標(琉球大学)

### 地域再生への貢献、産学連携の促進

- 地域貢献のための組織を設置(広島大学、大阪教育大学ほか)
- ベンチャー相談室等を設置(小樽商科大学、山形大学ほか)
- 国立大学と企業との包括的な連携の推進(京大、北大ほか)
- 地域・患者本位の附属病院改革(山梨大学)

### 機動的・戦略的な経営体制、非公務員化による弾力的な人事システム

- 学長裁量による戦略的なポスト、予算配分(東京大学、和歌山大学ほか)
- 企業人を幹部職員に採用(東京大学、埼玉大学)
- 外国人を理事に採用(東北大学、神戸大学)
- 学部横断型の研究組織を学長の下に設置(琉球大学)
- 教員の一部に年俸制を導入(大阪大学)
- 全ての教員職を対象に任期制を実施(北見工業大学)

### 学生サービス・支援の充実

- 人材関連会社と連携した就業支援の充実(一橋大学ほか)
- 首都圏企業との合同企業説明会の開催(新潟大学ほか)
- 大学独自の奨学金制度の導入(長岡技術科学大学ほか)

切磋琢磨する中で国際競争力のある大学へ  
「知の時代」をリードし社会の発展を支える大学へ

#### 学生

学生や社会の要請に応じた柔軟な学科編成  
就職支援など学生生活全般できめ細かなサービス展開

#### 学問

世界を主導する先端的・独創的な研究を重点的に展開  
社会ニーズに応じた教育研究の推進

#### 産業

教員の兼職兼業緩和により産学連携の拡大  
TLOへの出資による技術移転促進により新たな産業の創出

#### 地域

地域の知的拠点として自治体と連携(研究、人材育成)  
地元産業界と連携し地域再生の核として貢献



## 私立学校法の一部を改正する法律の概要

### I 改正の趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化を行うとともに、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行う。

### II 改正の概要

#### (1) 学校法人における管理運営制度の改善

理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

#### (2) 財務情報の公開

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧を義務付ける。

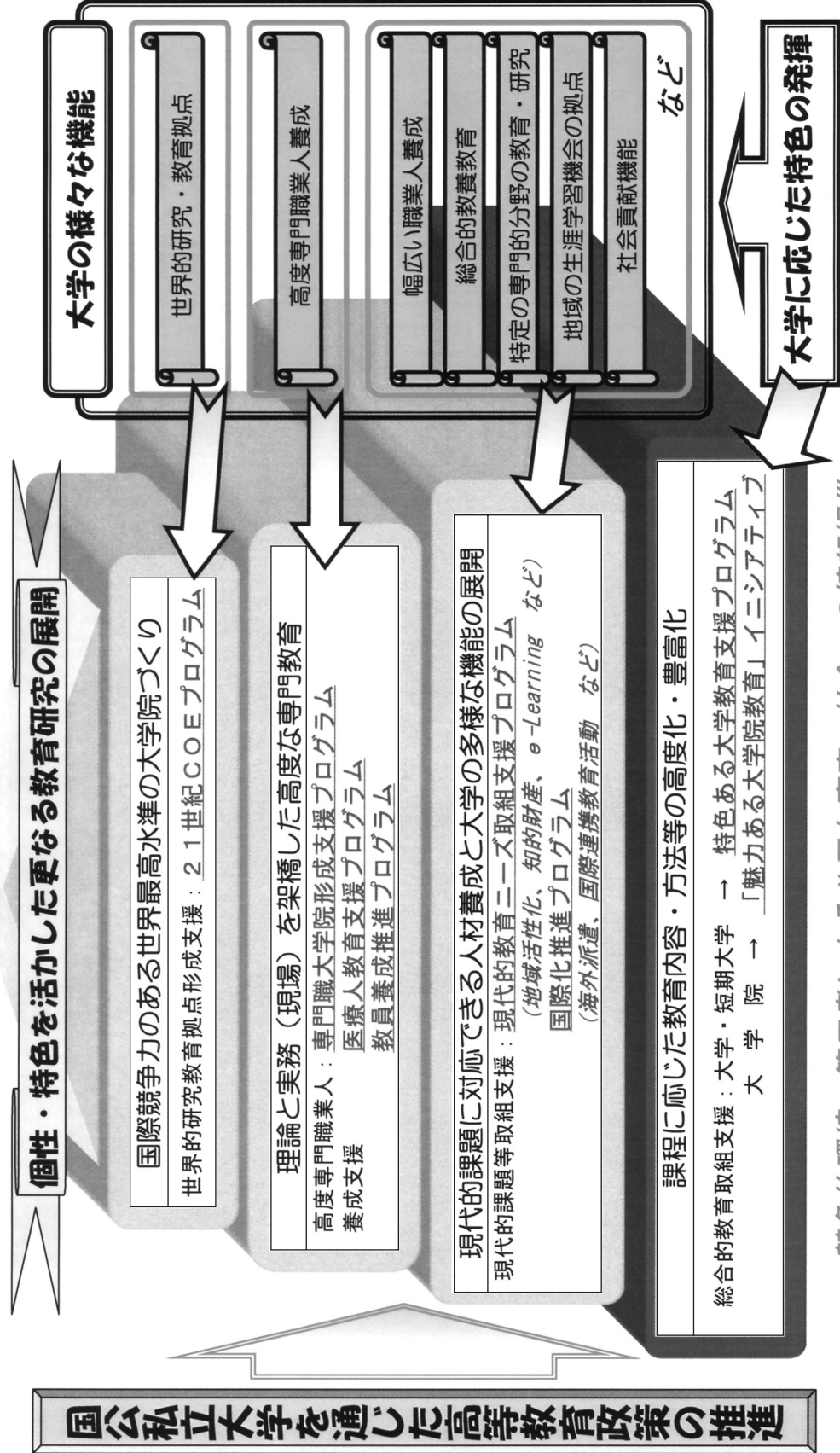
#### (3) 私立学校審議会の構成の見直し

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。

## 国公立大学を通じた大学教育改革の支援

(平成16年度予算額 449億円)  
平成17年度予算額 529億円

高等教育における多様な教育課題の中から、社会的要請を踏まえ厳選した課題に、集中的・効果的に投資



・競争的環境・第三者による公平な審査・社会への情報提供

## 国公立大学を通じた大学教育改革の支援の充実

(平成16年度予算額 449億円)  
平成17年度予算額 529億円

大学教育改革の取組が一層促進されるよう、各大学が取り組む教育プロジェクトの中から、国公立大学を通じた競争原理に基づいて優れた取組を選定し、重点的な財政支援を行うことなどにより、高等教育の更なる活性化を図る。

( 449億円)

### 1. 特色ある優れた大学教育の一層の展開 予算額 494億円

#### (1) 総合的教育取組支援

( 31億円)

○特色ある大学教育支援プログラム(特色GP) 予算額 3.3億円  
各大学の特色ある優れた大学教育改革の取組を支援  
(17年度選定予定件数 申請件数の1割程度以内)

#### (2) 現代的課題等取組支援

( 20億円)

○現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP) 予算額 3.0億円  
社会的要請の強い政策課題に対応した優れた取組を支援  
(17年度選定予定件数 申請件数の2割以内又は50件程度)  
[公募テーマ(案)]  
地域活性化、知的財産、英語教育、産学連携、e-Learning など

( 16億円)

○大学教育の国際化推進プログラム 予算額 2.4億円  
・長期海外留学支援・・・海外の大学等へ学生等を派遣する取組を支援  
(17年度選定予定数 100人程度)  
・海外先進教育研究実践支援・・・教職員の海外における教育研究活動の取組を支援  
(17年度選定予定件数 20件程度)  
・戦略的国際連携支援・・・海外の大学と連携して行う教育の取組を支援  
(17年度選定予定件数 15件程度)

#### (3) 高度専門職業人養成支援

( 15億円)

○法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム 予算額 1.8億円  
専門職大学院の教育内容等の充実に取り組む優れた取組を支援  
( 新規 )  
○地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム 予算額 7.5億円  
地域医療など、社会のニーズに適切に対応できる大学病院の医療人養成教育の取組を支援  
(17年度選定予定件数 20件程度)

#### (4) 世界的研究教育拠点形成支援

( 367億円)

○21世紀COEプログラム 予算額 38.2億円  
世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援  
(研究教育拠点の継続的支援、15年度採択拠点の中間評価の実施)

( 新規 )

### 2. 社会ニーズにマッチした創造的な大学院教育の展開支援 予算額 30億円

○「魅力ある大学院教育」イニシアチブ  
現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ独創的な教育の取組を重点的に支援  
(17年度選定予定件数 80専攻程度)

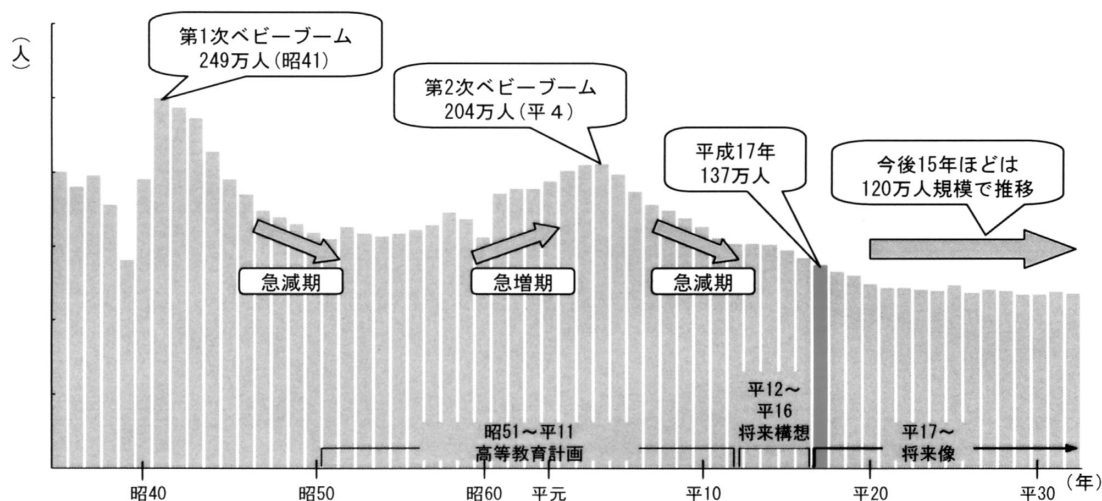
( 新規 )

### 3. 資質の高い教員養成を目指す高度・実践的な取組支援 予算額 5.5億円

○大学・大学院における教員養成推進プログラム  
高度な専門性と実践的指導力を兼ね備えた義務教育段階の教員養成に資する取組を支援  
(17年度選定予定件数 30件程度)

# 18歳人口の減少と高等教育

## ○ 18歳人口の推移



## ○ 進学率

大学・短大	… 49.9%	同世代4人のうち2人
	大学・短大・高専・専門学校 … 74.5%	同世代4人のうち3人

(いずれも平成16年度学校基本調査)

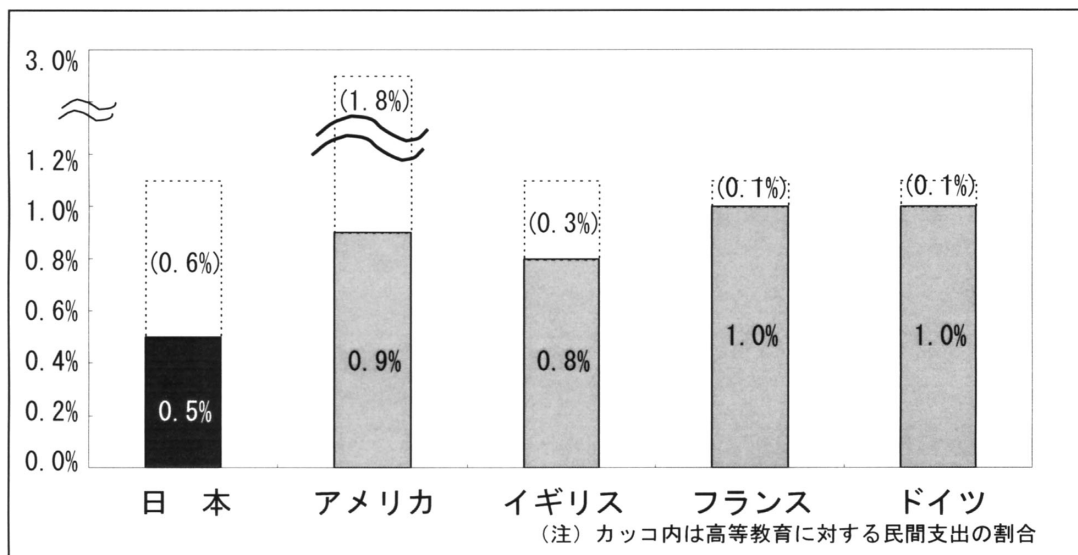
## ○ 収容力 (=入学者数÷志願者数)

平成19(2007)年には

大学・短大の収容力が **100%** に

## 高等教育財政の現状

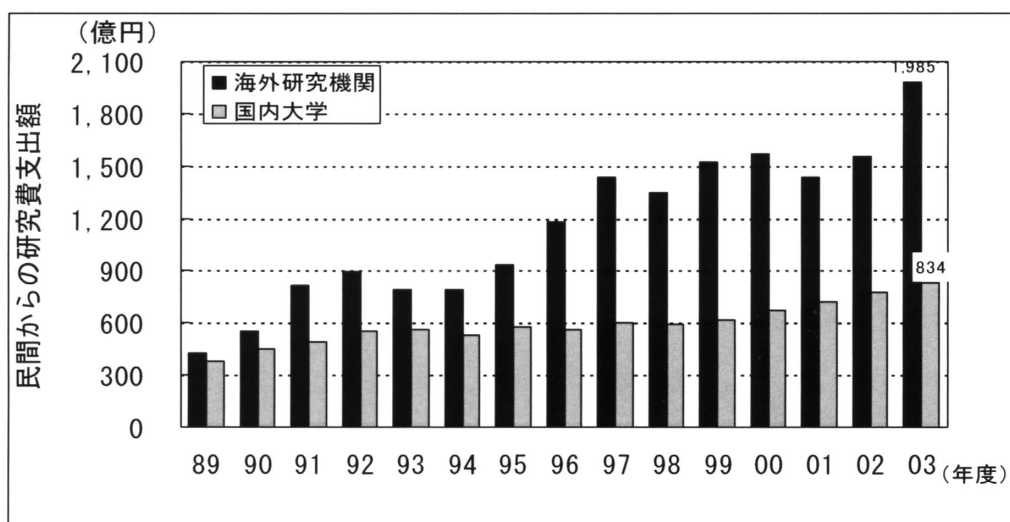
### ○ 高等教育に対する公財政支出の対GDP比(2001年)



出典：OECD「Education at a Glance」(2004Edition)

⇒ 欧米諸国の1/2の水準

### ○ 大学等への民間からの資金の推移



出典：総務省統計局「科学技術研究調査報告」

⇒ 海外流出傾向が強い(国内：海外≒1：2.5)

## 我が国の高等教育の将来像 ＜中央教育審議会 答申 ポイント＞

### 【趣旨】

中長期的(平成17(2005)年以降,平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像(言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの)と,その内容の実現に向けて取り組むべき施策を示す。

### 【基本的考え方】

21世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代



高等教育は,個人の人格形成上も国家戦略上も極めて重要。

- － 世界各国(特にアジア近隣諸国)での高等教育改革の急速な進展。
- － 明治以来の我が国の教育は,今日の繁栄・発展の基礎として大きな成功。
- － しかし,戦後久しく,高等教育(特にその経済的基盤)に関する社会全体での議論が必ずしも活発だったとは言えない。
  - これまでは,国全体の経済発展と個人所得の動向へ依存。
  - 今日では,高等教育の量と質について根本的な議論が不可避。

国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代



国は,将来にわたって高等教育に責任を負うべき。

- － 高等教育の危機は社会の危機。
- － 新時代の高等教育による我が国社会の持続的な発展。

〔 18歳人口は約120万人規模で推移。  
大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃。〕



「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行

国の今後の役割は,

- ① 高等教育の在るべき姿や方向性等の提示
- ② 制度的枠組みの設定・修正
- ③ 質の保証システムの整備
- ④ 高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供
- ⑤ 財政支援 等が中心。

## 【将来像の主な内容】

### I : 高等教育の量的変化の動向

- 平成19(2007)年には大学・短大の収容力(入学者数÷志願者数)が100%に。  
(従来の試算より2年前倒し)
- 全体規模の面のみからすると、高等教育の量的側面での需要はほぼ充足。  
→ ユニバーサル段階の高等教育が既の実現しつつある。
- 今後は、分野や水準の面においても、誰もがいつでも自らの選択で学ぶことのできる高等教育の整備（「ユニバーサル・アクセス」の実現）が重要な課題。
- 経営状況の悪化した機関への対応策の検討が必要。

### II : 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

- 新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、学校種(大学・短大、高専、専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する方向。
- 各大学は、自らの選択により、緩やかに機能別に分化。（個性・特色の表れ）

①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等

### III : 高等教育の質の保証

- 高等教育の量的側面での需要の充足、大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化による大学等の新設や量的拡大、高等教育の多様化の一層の進展につれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題。
- 国による質の保証の仕組みと各機関の自主的努力が相まって信頼確保。
- 事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保による質の保証。（設置認可の的確な運用、認証機関による第三者評価システム及び自己点検・評価の充実）
- 評価結果等に関する情報の積極的な開示と活用。

#### IV: 高等教育機関の在り方

- 大学は自主性・自律性とともに公共的役割・社会的責任を担う。
- 教育の充実のため、学位を与える「課程」中心の考え方への再整理が必要。
- 大学が人材育成と学術研究の両面での使命・役割をより積極的・効果的に果たすため、大学の教員組織の在り方について見直しを行う必要。

##### 【大学】

学士課程…教養教育や専門教育等の在り方を総合的に見直して再構築。

また、多様で質の高い教育の展開のため、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた総合的教養教育型や専門教育完成型など様々な個性・特色を持つものに分化。

##### 【大学院】

大学院全体…課程制大学院制度の趣旨を踏まえた大学院教育の実質化。

修士課程・博士課程…体系的な教育課程の実施による充実。

専門職学位課程…各種の専門職大学院の創設・拡充等。

##### 【短期大学】

短期大学の課程…課程の修了を学位取得に結び付けるよう制度改正。

##### 【高等専門学校】

単位計算方法の改善。

##### 【専門学校】

一定の要件を満たす専門学校の卒業者への大学院入学資格の付与。

- 国公立大学それぞれの特色ある発展と高等教育全体の活性化が重要。

#### V: 高等教育の発展を目指した社会の役割

- 高等教育への公財政支出の拡充と民間資金の積極的導入に努める必要。
- 高等教育への公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう、最大限の努力が必要。  
その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、国民（＝納税者）の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要。
- 今後の財政的支援は、国内的・国際的な競争的環境の中で、各高等教育機関が持つ多様な機能（個性・特色）に応じた形に移行。

機関補助と個人補助の適切なバランス

基盤的経費助成と競争的資源配分の有効な組み合わせ



多様な機能に応じた多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築

→ 国公私の特色ある発展、質の高い教育・研究に向けた適切な競争

- 国、地方公共団体や産業界等を含めた社会全体での取組の重要性。



## 【将来像に向けて取り組むべき施策】

【将来像の主な内容】に沿って、将来像の内容を実現するために必要と考えられる「早急に取り組むべき重点施策」等について提言。

### 早急に取り組むべき重点施策（「12の提言」）

- ① 高等教育の量的変化の動向についての関連施策
  - － 人材養成に関する社会のニーズへの対応
  - － 各高等教育機関の経営の改善
- ② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策
  - － 入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化
  - － 留学生交流の促進・充実
- ③ 高等教育の質の保証についての関連施策
  - － 大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化
- ④ 各高等教育機関の在り方についての関連施策
  - － 教養教育や専門教育等の総合的な充実
  - － 大学院教育の実質化
  - － 世界トップクラスの大学院の形成
  - － 助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化
- ⑤ 高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策
  - － 高等教育への支援の拡充
  - － 多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築
  - － 学生支援の充実・体系化

等

## 「我が国の高等教育の将来像(答申)」の 「早急に取り組むべき重点施策(「12の提言」)」に関する取組状況

### 1. 人材養成に関する社会のニーズへの対応

分野ごとの人材養成に関する需要を的確に把握するとともに、人材養成に関する高等教育機関側と産業界側等との対話・協議の場の設定等を通じて、社会のニーズと高等教育の適切な対応関係を確保する必要がある。その際、迅速かつ機動的な政策手法の活用に留意すべきである。

- 3月25日に「教員養成系学部等の入学定員の在り方に関する調査研究協力者会議」が「教員分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針の取り扱いについて(報告)」を取りまとめ、3月31日に関係の告示を改正。4月1日より施行。

### 2. 各高等教育機関の経営の改善

各高等教育機関が自ら行う経営改善のための努力を支援する必要がある。また、経営状況の悪化した機関への対応策の充実を図るため、関係機関の協力体制を作っておく必要がある。

- 5月16日に「高等教育局私立大学経営支援プロジェクトチーム」が「経営困難な学校法人への対応方針」を公表。

### 3. 入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化

大学・短期大学への進学率が約50%に達し、高等専門学校や専門学校を加えた進学率が約75%に達している状況を踏まえ、各高等教育機関の個性・特色の明確化を通じた機能別分化を促進すべきである。特に、各機関ごとのアドミッション・ポリシー(入学者選抜の改善)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の改善)、ディプロマ・ポリシー(「出口管理」の強化)の明確化を支援する必要がある。

- 取組事例の調査(平成17年度～)や情報提供等を通じて、各大学の自主的な取組を一層支援。また、「大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会」を設置。

### 4. 留学生交流の促進・充実

留学生交流を一層促進・充実するため、留学生の質の確保、在籍管理の徹底をはじめとする受入体制の充実、渡日前から帰国後に至る体系的な留学生支援体制の充実、卒業後の活躍の場の拡大等を総合的に推進する必要がある。

- 各高等教育機関宛てに、留学生の質を確保するため、適切な入学者選抜の実施や在籍管理の強化を求める通知を平成17年1月31日付けで発出するなど、留学生の質の確保のための施策を推進。また、留学生受入れを支援するため、引き続き、国費留学生受入れの充実とともに、学習奨励費など私費留学生に対する支援の充実を推進。

### 5. 大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化

事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証に関し、大学等の設置認可や認証評価等における審査の内容や視点の明確化を図る必要がある。(例えば、学位授与機関たる大学にふさわしい教員組織、学問分野に応じた十分な学問的経歴等を有する教員(研究者教員)の配置、「専任教員」の教育・研究や管理運営上の責任、「実務家教員」の実績評価方法、教養教育の実施方針の明示、設置後の学校法人の経営状況など)

→ 今後、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調などの観点から、関係規定の改正等も含めた検討(例えば、専任教員の要件の明確化等)を進める予定。

### 6. 教養教育や専門教育等の総合的な充実

教養教育や専門教育等の在り方の総合的な見直しを通じて、「21世紀型市民」の育成を目指し、多様で質の高い学士課程教育を実現する。このため、充実した教養教育の実施や分野ごとのコア・カリキュラムの策定等を支援する必要がある。

→ 特色GP・現代GP等の支援策の充実を通じて、国公立を通じた競争的環境の下で、各大学の特色ある優れた教育の取組を選定・支援し、広く情報提供することにより、高等教育全体の更なる活性化を推進。

### 7. 大学院教育の実質化

体系的な教育課程の実施による充実した大学院教育の実現を支援すべきである。また、大学院教育の実質化のための将来計画を策定するなどにより、大学院における教育の課程の組織的展開の強化を図る必要がある。

### 8. 世界トップクラスの大学院の形成

大学の選択に基づく機能別分化を促進する中で、世界的研究・教育拠点の形成を支援し、トップクラスの大学院を目指す必要がある。

→ 平成17年度より新規に、大学院における意欲的かつ独創的な教育の取組を重点的に支援する「『魅力ある大学院教育』イニシアチブ」事業を開始。なお、本事業の充実及びいわゆる「ポストCOEプログラム」の具体化を含む、大学院教育の課程の組織的展開の強化方策や、国際的な通用性・信頼性の向上を目指した大学院教育の総合的・体系的な展開方策等について、大学院部会で引き続き検討。

(参考) 4月8日に「科学技術・学術審議会基本計画特別委員会」が「第3期科学技術基本計画の重要政策」を中間的に取りまとめ。

### 9. 助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化

教育・研究を組織的に展開するとともに若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して活躍できるよう、助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の見直しによる活性化を図る必要がある。

→ 3月1日に、助教授・助手に関する制度の見直し(や短期大学卒業者への学位授与)等を内容とする「学校教育法の一部を改正する法律案」を今国会へ提出。

## 10. 高等教育への支援の拡充

高等教育への公財政支出の拡充と民間資金の積極的導入を図るべきである。特に、教育基本法及び教育振興の在り方の検討を見据えつつ、欧米並みの公的支出に近づける努力が必要である。

## 11. 多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築

高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中で高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせること(デュアル・サポート)により、多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築を図る必要がある。

・国立大学支援           ・私立大学支援           ・公立大学支援  
 ・国公私を通じた競争的・重点的支援   ・競争的資源配分       ・学生支援

→ 教育・研究組織の存立を支える基盤的経費を確保するとともに、多様な機能に応じた国公立を通じた競争的な資源配分を充実。さらに、機関補助とあわせて、奨学金等による個人に対する支援を推進。

## 12. 学生支援の充実・体系化

高等教育を受ける機会を実質的に保障して「ユニバーサル・アクセス」を実現する見地から、学生の多様な需要や社会的要請を踏まえつつ、学生に対する効果的な経済的支援のための関連施策の充実・体系化を図る必要がある。特に、大学院レベルでの国際的に有為な人材の育成に留意すべきである。

→ 引き続き、高等教育を受ける意欲と能力のある個人に対する経済的側面からの支援を一層推進するため、奨学金事業等の更なる充実を推進。

# 経営困難な学校法人への対応方針について(案)(概要)

文部科学省高等教育局  
私立大学経営支援プロジェクトチーム

一 経営分析の実施と学生に対するセーフティネットの考え方一

## 背景

**私立学校をめぐる厳しい経営環境**  
 (入学定員を充足していない学校が大学の約30%、短大の約40%)  
 (単年度の収入で支出をまかなえない学校法人も約30%)

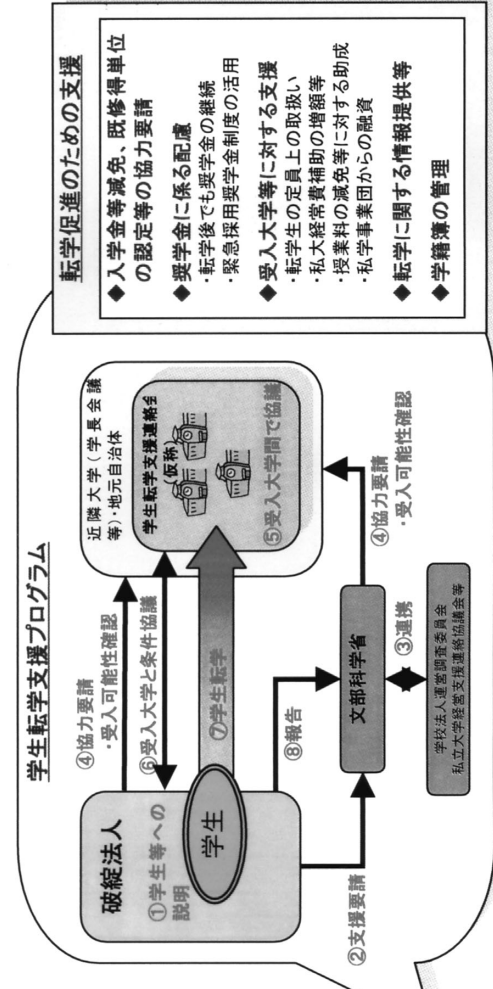
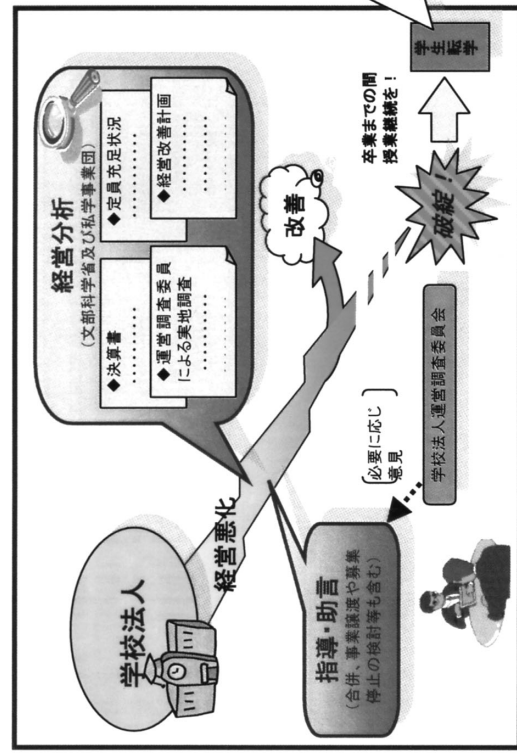
**経営破綻の危機**

**学生の就学機会確保の必要性**  
 (セーフティネット)

## 対応方針

- 私学の自主性の尊重
  - 学生の就学機会の確保
- 基本的考え方

- 1 学校法人の経営基盤の強化は各学校法人が自らの責任で行うべきもの
- 2 文部科学省は、経営分析及び指導・助言等を通じ、主体的な改善努力を支援
- 3 状況に応じ、経営改善計画の作成や、より抜本的な対応策の検討を求める
- 4 学校の存続が不可能でも、在学生が卒業するまでの間の授業継続を求める
- 5 万一の場合には、関係者の協力により転学を支援(学生転学支援プログラム)



- 転学促進のための支援**
- ◆ 入学金等減免、既修得単位の認定等の協力要請
  - ◆ 奨学金に係る配慮
    - ・ 転学後でも奨学金の継続
    - ・ 緊急採用奨学金制度の活用
  - ◆ 受入大学等に対する支援
    - ・ 転学生の定員上の取扱い
    - ・ 私大経常費補助の増額等
    - ・ 授業料の減免等に対する助成
    - ・ 私学事業団からの融資
  - ◆ 転学に関する情報提供等
  - ◆ 学籍簿の管理

# ＜大学の教員組織の在り方について＞

